

令和6年第4回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月12日 閉会

奈井江町議会

令和6年第4回奈井江町議会定例会

令和6年12月10日（火曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
 - ⑤定期監査報告
 - ⑥公の施設の指定管理者監査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第10号 奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について
- 第 8 議案第 6号 奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 9 会議案第2号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 2号 令和6年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第 3号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 4号 令和6年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 5号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	辻 脇 泰 弘
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事		杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事		松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事		鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事		石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長		鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長		加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者		田 中 恵
企 画 財 政 課 長		井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長		遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐		辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員		山 口 俊 哉

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。第4回定例会、出席大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和6年第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番石川議員、6番大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より12日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から12日までの3日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面報告のとおりでございますので、ご了承を願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和6年9月10日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について、調査内容、①追加議案について、②その他について。

委員会開催日、令和6年12月4日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営について、調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案・調査について、⑥その他について。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告 (まちづくり常任委員会)

(10時02分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

皆さん、おはようございます。まちづくり常任委員会の所管事務調査報告を行います。
常任委員会は、調査報告は今定例会までに3度開かれております。開催日順に報告をいたします。

委員会開催日、10月30日、調査事項、調査第1号鳥獣被害対策について、担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討いたしました。説明員、調

査内容については記載のとおりでございます。

意見・要望について、町内における有害鳥獣駆除実績及び駆除方法等について報告がされました。

被害防止策として、延長37.6キロメートルの電気牧柵の設置、砂川市との広域による協議会の運営などの取組について評価するものであります。

今後においても地域の声や実態を把握し、効果的な鳥獣被害防止対策の取組の強化に努めていただきたい。

また、近年ヒグマの目撃情報が増加傾向にあることから、ヒグマによる人的被害や農作物被害を未然に防止するため、引き続き関係機関等の協力によるパトロールやホームページ、のぼり・看板等による注意喚起などを行い、町民が安全・安心して生活できる環境の確保に努めていただきたい。

委員会開催日、11月5日、調査事項、調査第2号子育て支援センター及び認定こども園の管理運営について、現地調査を含んでおります。担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討いたしました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望、奈井江町の保育状況について、出生数・児童数は減少傾向にあるが認定こども園の入所児童数はほぼ横ばいで推移し、現在、待機児童はいないことが報告されました。

運営面では、本町のALTによる英語教育の機会や地域の方の協力による菜園の野菜作りなどを通し好き嫌いをなくす食育活動、中学校体育教師による運動指導など特色のある保育を実践していることを評価するものであります。

子育て支援センターでは、子と保護者の相談支援や子どもの遊び場や親子の関わり合い、親同士のネットワークづくりなどを支援し、町内だけではなく里帰り出産をされた親子にも利用されていることが報告されました。

引き続き特色のある保育活動を継続していただくとともに、保護者のニーズを捉えたきめ細かな運営に努めていただきたい。

委員会開催日、11月6日、調査事項、調査第3号下水道の維持管理について、現地調査を含んでおります。担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討いたしました。説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望、本町の下水道の維持管理では、テレビカメラによる管渠の調査を年次計画で実施し、その調査結果に基づき下水道本管や取付管及びマンホール等の補修を早期に行っていること。また、現在、大規模改修につながるような深刻な問題が出ていないことが報告されました。

次に、浄化槽の維持管理では、法定検査や保守点検及び清掃は浄化槽法に基づき適正に実施されていることが報告されました。

下水道が整備されてからかなりの年数が経過しているところから、今後は下水道管の老朽化対策や浄化槽の耐用年数に応じた更新や改修等の検討も必要と考えられる。引き

続き計画的な維持管理に努めていただきたい。

以上、委員会の所管事務調査報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

続きまして、広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。それでは、広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、9月13日、10月9日、10月22日、10月30日の計4回の委員会を開催し、議会だより第37号の誌面構成、編集、校正について検討し、11月15日には議会だより第37号を発行いたしました。

以上、報告いたします。

●議長

ご苦労さまです。

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

5. 定期監査報告

6. 公の施設の指定管理者監査報告

●議長

次に、定期監査報告、公の施設の指定管理者監査報告、例月出納定例検査報告につきまして、代表監査員の発言を許します。

山口代表監査員。

(代表監査員 登壇)

●代表監査員

おはようございます。まず、定期監査の結果をご報告いたします。

1、監査の種類から5の監査の方法については、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

監査の結果としては、財務に関する事務の執行及び事業の管理は総体的に正しく執行されているものと認められました。また、軽微な指摘事項は、口頭で留意または改善を促したので省略いたします。

なお、意見及び勧告については、あえて記載すべき事項はなしとしましたが、気になった点として、教育委員会職員の時間外勤務が他の部署と比較すると突出して多くなっているようでした。事情は多々あると思いますが、管理職の皆さんを含め働く人の心身の健康を考えると対策が必要と感じました。

次に、公の施設の指定管理者監査の結果をご報告いたします。

1、監査の種類から9の監査の方法については、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

監査の結果といたしましては、監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められます。

次に、例月出納検査の結果をご報告いたします。

検査実施日、監査の対象は、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

検査の結果といたしましては、現金出納簿残高と預金残高証明書が合致し、その他の関係諸帳簿からも業務が適正に実施されていることが確認できました。

したがって、この検査期間内の会計処理は適正で管理執行上も非は認められないと考えます。

また、行財政並びに事業の管理運営につきましても特に意見はありませんでした。

以上で、監査の結果報告とさせていただきます。

●議長

ご苦労さまでした。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長）

（10時12分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。第4回の定例会出席、ご苦労さまです。

第3回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに総務課関係ですが、10月25日には開町80年の記念式典を奈井江町文化ホールで挙行しております。

町内の関係者、関係団体などのほか、鈴木賢一空知総合振興局長や近隣市町の首長など約130名の方々にご臨席を賜り、盛会のうちに終了することができました。

オープニングでは、中学生による合唱を皮切りに友好都市提携30年を迎えたハウスヤルビ町から美しい町並みの映像とともに頂いたメッセージや記念コンサートで式典を盛り上げていただきました。

また、当日は長きにわたって町の振興発展に努めていただいた方、方波見康雄様ほか14名と北海道住電精密株式会社、北海道電機株式会社に対し感謝状を授与させていただきました。

次に、11月20日には全国町村長大会に出席をしております。

大会では、添付資料のとおり人口減少や少子化対策のさらなる強化、地域の実情に合った学校部活動改革など14項目に及ぶ決議を行うとともに、国土強靱化の推進、地方創生の推進に関する決議を行ってまいりました。

11月22日には、本年度の町政功労者顕彰式並びに表彰式を開催し、顕彰の部として、長年にわたり公職を担われ町の振興発展に大きく寄与された堀美鈴様、佐藤彦男様、島不二彦様に町政功労賞を贈呈するとともに、多額のご寄附を賜りました3名の方にも感謝状の贈呈を行いました。

改めて、これまでのご功績に対し心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、企画財政課関係ですが、フィンランド・ハウスヤルビ町との交流関係では、9月26日から10月4日の日程で、私と森岡議長のほか職員2名、高校生1名、中学生2名、一般公募による町民1名による計8名が友好都市であるハウスヤルビ町を訪問いたしました。

訪問先では、交流30年を記念して奈井江町が寄贈したエゾヤマザクラの植樹や記念セレモニーに参加するとともに、近隣市町を含めた教育、立地企業の視察を行うなど、ハウスヤルビ町の議長、町長をはじめとする行政関係者の方々とフィンランドにおける地方自治や町政運営、立地企業の状況など多岐にわたる情報交換を行ってまいりました。

また、国際交流を始めた当時の議長であるアンナ・カーリナ・ヤーコラ氏をはじめ奈井江町にゆかりのある多くの方々と再会を果たし、30年の長きにわたり育んできた両町の親交を深めることができました。

最終日には、在日本大使館を表敬訪問し、今回の滞在期間中に学び、感じ取ったことなどそれぞれを報告してまいりました。

また、10月25日には、開町80周年の記念式典に先立ちハウスヤルビ町との交流30周年記念植樹セレモニーを開催し、北海道フィンランド協会の柴田哲史副会長をお招きして、認定こども園の園児とともにフィンランドでなじみの深いブルーベリーの木を植樹いたしました。両町で行った植樹を通してお互いの思いがしっかりと未来につながったものと感じております。

次に、産業観光課関係ですが、次ページをご覧ください。

11月23日、新穀感謝祭を執り行っております。

水稲については、本町を含む北空知の作況指数が103の良と公表され、ゆめぴりかの低たんぱく米比率も約50%とお聞きしており、生産資材が高騰している中ではありますが米価も上昇傾向にあり、農業者の皆様にとってよい出来秋を迎えられたと思っております。

改めて、生産者をはじめ関係団体の皆様のたゆまぬ努力に対して敬意を表するところであります。

建設環境課関係ですが、12月5日、脱炭素経営ゼロカーボン実践セミナーを開催し、エコノベーション株式会社、代表取締役、辻晋治様より企業向けの省エネルギー対策についてご講演をいただきました。

本セミナーは、町と商工会に加えて北海道にも後援していただき、カーボンニュートラルに関する初めてのセミナーとなりましたが、企業や地域、個人でもできる取組や未来に向けた具体的な行動など、実践事例を交えて分かりやすく説明をいただきました。

カーボンニュートラルの取組は、行政や企業だけの取組にとどまらず地域住民一人一人の取組が重要となりますので、今後は住民向けの開催も検討してまいりたいと考えております。

最後に、教育委員会関係、地域おこし協力隊に関するところでありますが、9月21日に道の駅で新砂川農業協同組合と共催で開催した「ないえのゆめぴりかフェス」は、3回目となるティラノサウルスレースと併せて行われ、大いに賑わいを見せたところであります。

お米は大変好評で、約2俵の炊きたてのゆめぴりかが振る舞われ、併せて行ったお米の販売でも用意した4俵が約20分で完売したところであります。

当日は天候にも恵まれ、町内外から大勢の方が来場し、町内飲食店やキッチンカーの料理と併せて奈井江産の新米をたくさんの方に食べていただきましたが、この催しが楽しいイベントがある町、そして何よりもゆめぴりかの里として奈井江町をイメージさせるイベントとなってきており、奈井江町のPRや関係人口づくりにもつながるイベントとして今後も期待しているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

教育行政報告（教育長）

●議長

教育長。

（教育長 登壇）

●教育長

第4回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

第3回定例会以降の主な教育行政について報告を申し上げます。

9月9日、砂川市地域交流センターゆうにてミュージカルの鑑賞会が行われ、地元砂川市のほか奈井江、上砂川、浦臼の小学4年生から6年生が参加をしております。

今後は、3年に1回、4市町の広域的な連携により開催をしていく予定となっております。

9月26日、奈井江小学校の5年生がJ A新すながわ「ゆめぴりか」生産協議会のご協力のもと稲刈りの体験授業を行っております。

今年度は、春の田植えに加えて稲刈りの際も奈井江商業高校の1年生が参加をし、盛会の中での体験授業となっております。

改めて、協議会の皆様に敬意と感謝を申し上げるところであります。

次ページをご覧ください。

11月2日から4日にかけて公民館と文化ホールで総合文化祭を開催しております。

芸能や展示の出品者など昨年に比べて、若干、縮小ぎみではあったものの、展示部門が行われた公民館では、小学校で行われました町長と語る会で子どもたちから提案がなされた「奈井江の歴史を知ること」、「普段あまり行かない施設に長く滞在してもらうこと」といったアイデアを改めて子どもたちに膨らませていただいて、郷土館や図書館を主たる会場にクイズ形式のスタンプラリーを実践してもらい、多くの来祭者にご参加をいただいたところでもあります。

次ページをご覧ください。

12月3日、教育の明日を考える集い兼奈井江町PTA連合会研究大会を開催しております。

2部構成の第1部は、奈井江商業高校の生徒2名が登壇をし、今年度に取り組んできた地域探求授業について発表していただいております。

第2部では、赤平市にある株式会社植松電機の植松努社長を講師に迎え、子どもたちの夢ややりたいことを実現していくための大人たちの姿勢などについて、とてもよい講演をいただいたところでもあります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問（通告順）

（10時23分）

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順といたします。なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番 星議員の質問・答弁)

(10時23分)

●議長

2番、星議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。2番、星厚早です。

それでは、通告に従って町長に大綱2点の質問をしたいと思っております。

まず、大綱1点目の質問でございますが、町内における防犯灯及び街路灯のLED化の設置状況の質問ですが、第7期まちづくり前期実施計画の中にも盛り込まれていますが、防犯灯や街路灯について既にLED灯に交換、更新工事が進められていますが、いまだLED化されていないナトリウム灯や水銀灯が存在しております。

ご存じのことだと思っておりますが、LED化のメリットは電気料金の節減やCO₂排出抑制などの温暖化防止、照明が向上するという利点にあります。またLED灯は虫が付きづらいという利点もあります。

その上での1つ目の質問ですが、現在までの奈井江町内の防犯灯及び街路灯のLED化の進捗状況をお伺いいたしたいと思っております。

次に、2つ目の質問ですが、前に述べていますが順次LED灯に切り替わっていつていますが、まだナトリウム灯や水銀灯が存在しております。

季節限定の話となりますが、夏場になると大量の蛾などの虫が寄りつき、街路灯などの真下に蛾が散乱して、それを餌とするカラスが食べて羽だけが残って、近所の住民が毎日ほうきで掃除するなど、やりきれないという声も聞いております。また、いつになったらLED灯に交換してくれるのという声も聞いております。

このようなことから、計画的にLED化が進められていると思っておりますが、LED化が未設置の防犯灯及び街路灯に蛾などの虫が寄りつかないような対策についてお伺いしたいと思っております。

以上です。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員から、LED化の防犯灯及び街路灯の設置に関して、まずはLED化がどれぐらい進んでいるのかというご質問。そして、未設置の街灯、防犯灯に対してこれからどんなことをしていくのか。さらには、蛾の対策についてもということでありますので一括してお答えをさせていただきたいと思います。

令和6年11月末の時点ではありますが、防犯灯が1,033基、街路灯などの道路照明が357基ありまして、合計で1,390基設置されております。

防犯灯などのLED化は、平成22年度以降、機器を更新する際に取り組んできたほか、平成27年度には北海道からの交付金も活用して進めてきております。

現時点では、防犯灯については全てLED化を完了しており、道路照明については52基が更新済みで、防犯灯と道路照明を合わせた全体の進捗率は約78%という状況であります。

残る水銀灯などの従来の道路照明305基については、水銀ランプの製造等が終了しているということからも今後も年次的に改修を進め、議員がおっしゃっていたとおり第7期のまちづくり計画の期間中に完了させる予定であります。

なお、毎年度の改修箇所の選定に当たっては、既存の器具や支柱の老朽化の状況を確認しながら執り進めていきたいというふうに考えているところであります。

また、街灯の近くに住んでいる方が蛾の被害といいますか、蛾の駆除のようなことについてということであります。

街路灯に蛾が集まって困るという方についてのことでございますけれども、地区からの要望として担当に申出をしていただいたときに状況を確認して、防犯とか道路の照明とかということに対してですけれども、大きく支障がないと判断をしたときには害虫が多く発生する期間のみ消灯させるという対応も取ってきております。

しかし、防犯上問題がある場合などにはご希望に沿うことができないということもありますので、ぜひこのことについてはご理解をいただきたいと思っておりますし、その都度、担当のほうからも説明をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

星議員。

●2番

蛾などの虫ことで大変町民がそこで困っているわけなので、LED化は計画的にずっと進められているのは分かりますけれども、やはり町民に寄り添うという観点から言えば、当該の街灯のLED化をスポット的にそこに行ってすぐにLED化してあげるといって町民に寄り添う形ということで、そういうことでは町としては考えてはいないでしょうか。

以上です。

●議長
町長。

●町長

先ほど申し上げましたとおり、蛾が集まるという状況はどこも同じ、等しく発生することですから、基本的には計画的に進めさせていただきたいと思っています。

ただ、街路灯が故障するとか、そういうようなときには逆にスポット的にLEDに更新していくということについては、今までどおり対応していきたいと思っています。

●議長
星議員。

●2番

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

次に、大綱2点目の町営バスの運行等に関する質問です。

町民のニーズに沿ったバス運行が求められている中、多世代共生型交通システムは奈井江町版生涯活躍のまちを実現するための構想の大きな1つと、以前、町長から答弁されております。

その後、アンケート調査や奈井江町地域公共交通会議を開くなど、町民のニーズに反映するような町営バスのルートの見直し、停留所の設置など、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい移動手段の提供、利便性の向上を目指すために検討されていると思われませんが、現在の改善に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

以上です。

●議長
星議員、②番までいきましたか。これは一括なので質問を続けてください。

●2番

失礼いたしました。引き続き2つ目の質問ですが、「みなクル」停留所の冬場のバス停対策について聞きたいと思います。

「みなクル」は月曜日が休館日のため、町営バス利用者は天気の悪いときとか冬場は風除室で待たなければなりません。

特に、冬場になると寒いので暖房が欲しいねという声もあります。冬場のバス停対策としてこの要望をお願いしたいのですが、町としてのご見解を聞かせてください。

以上です。

●議長
答弁を求めます。町長。

●町長

町営バスの運行に関しての2点のご質問ですけれども、まずは町営バスの利便性の向上に向けた取組ということで、奈井江町では既にご存じのとおり令和4年度より奈井江版生涯活躍のまち「誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト」を進めており、その事業の1つとして、子どもから高齢者まで誰もが便利で使いやすい交通体系を構築する多世代共生型交通システムの検討に取り組んでまいりました。

検討に当たっては、既存情報の整理や実績データの分析、実態把握のためのアンケート、交通事業者ヒアリング、先進地調査などを行い、その蓄積された情報の分析を基にワーキンググループによる検討を進め、本年9月に奈井江町多世代共生型交通システム構築に係る基本構想が取りまとめられました。

町営バス向ヶ丘線、市街地循環線や乗り合いタクシーについては、コロナ禍により一時的に利用が減少したものの、令和4年度以降は回復、増加傾向となっているところがありますが、現在の路線については各路線が交錯しているなど、やや複雑で分かりにくいという課題もあります。

構想においては、高齢化の進展により今後も公共交通に対する需要は高まるものと想定しておりますが、より多くの町民の皆様生活の足として気軽に利用していただくための町民の皆様の認知度を上げるための取組を推進していくことと併せて、中心部分の循環をシンプルにする、自由降車区間を拡大するなど、利便性の向上を図るために路線の見直しを行う内容となっております。

今後は、令和7年1月に予定している奈井江町地域公共交通会議に基本構想を報告させていただいた上で、令和7年度の奈井江町地域公共交通会議や中空知地域公共交通活性化協議会で新たなルート案について具体的な協議をいただき、令和7年10月からの運行開始を目指して準備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

次に、「みなクル」の待合所における冬期間の対策ということですが、町営バスは路線の始点、終点の停留所を「みなクル」に設定をしております。

交流プラザ「みなクル」は、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄ることができる交流の拠点施設として町民に親しまれている施設であり、施設内で自由に過ごしながらバスを待つことができますが、休館日である毎週月曜日については風除室のみの利用可能となっております。

風除室については、暖房器具も設置していないために寒い中でバスをお待ちいただく状況となっていることについては承知しておりますけれども、休館日は管理人が不在であり火元の管理や確認を行うことができません。

利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、安全面の観点からも暖房器具を設置することが難しいことについてご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

星議員。

● 2 番

ルートの見直しも検討に入っていると思われかもしれませんが、先日の議会懇談会の中の話ですが、向ヶ丘線に関してなんですけれど、やはり 1 2 号線を渡って北門信用金庫に向ヶ丘線は止まりませんので、私たち高齢者にとって 1 2 号線を渡って銀行に行くのは本当に怖いんだという話も聞いております。

ルートの見直しはもう入っていると思いますけれど、スピード感を持ったルートの経路の見直しを早期にお願いしたいところなんですけれども、その点はどうでしょうか。

● 議長

町長。

● 町長

先ほど申し上げましたけれども、この町営バス等々のルートでありますとか諸々の運行に対することにつきましては、幾つかの協議会だとかを経て進めていかなければ陸運局だとかの許可が得られないということがありますので、所定のことをきちんと進めた中で、できるだけ速やかにやれるように努力していきたいと思っています。

● 議長

星議員。

● 2 番

早期の実現を目指して頑張ってもらいたいと思います。町民の声をできるだけ反映するようにスピード感を持った対応をよろしく願いたいと思います。

以上で、私の質問とします。

● 議長

以上で、星議員の一般質問を終わります。

(1 0 時 3 9 分)

(2 . 3 番 篠田議員の質問・答弁)

(1 0 時 4 0 分)

● 議長

引き続き町政一般質問を行います。

3 番篠田議員。

(3 番 登壇)

● 3番

私のほうは、大綱2点についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、1点目が公共施設の管理ということで、新役場庁舎は今年5月に供用開始され半年が経過したところでありますが、議会事務局の天井の点検口から、雨漏りが発生をしております。

職員から聞き取った内容ですが、7月頃、この点検口が何か水分を含んで変色をしているような状況ではあったようですが、雨漏りまではしていなかったようでございます。

ですが、10月23日、この日は風と雨が強かった日なんですけれども、議会懇談会も午後から、そして夜もここの会場で行ったんですが、点検口から雨漏りが発生し、所管課に速やかに連絡したとのことであります。

その後、業者等も含め原因調査も行っているようですが、原因が分かったのか。それと、今後の対応についてはどのようにされるようになったのか。まずはお伺いしたいと思います。

● 議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

● 町長

篠田議員から公共施設の管理ということで、役場施設内での雨漏りの状況についてのご質問であります。

今年の7月頃、庁舎2階の議会事務局天井の点検口1か所から何らかの水漏れを確認し、経過観察を行っておりましたが、10月中旬に雨漏りであることを確認いたしました。

施工業者において屋上の点検を行い、不良箇所と思われる部分の補修を実施いたしましたが、補修後も残念ながら依然として微量の雨漏りが確認されている状況であることから、現在のところ場所の特定には至っておりません。

引き続き、原因の究明と復旧のために設計業者及び施工業者と今後の対応策について協議を進めておりますが、積雪期を迎えたことから、不良箇所の特定と対策に時間を要する可能性があることについてご理解をいただきたいと思っております。

● 議長

篠田議員。

● 3番

役場庁舎は鉄筋コンクリート、それと一部木造の混構造で、役場庁舎に関する特別委員会でも種々協議をした中で懸念される1つとして、RC造りと木造の混合造りは必ず

みが生じやすく屋根防水と水じまいも困難であり、経年劣化による漏水リスクが高く維持管理費の増大につながるのではという質問に対して、RC造りと木造の合わせ目ではそれぞれに防水を立ち上げて縁を切り、各々の構造が異なった動きをしても防水性能などに影響しない仕上りの形にすることを検討するとの回答でありました。そんなことで問題はないとの説明でありました。

また、RC造りや木造でも水の侵入によるリスクがあることは同じで、止水部分の適切なメンテナンスをすることが重要との説明もあったところです。いずれにしても早すぎる雨漏りであります。

ほかに不具合があるかどうかは聞いておりませんが、今ほど町長からもありましたように経過観察を継続し、不具合が発生したときはやはり速やかな対応を行って維持管理に努めていただきたいと思います。

それと、ほかの公共施設、文化ホールですとか公民館などもあります、同様に何かあればやはり速やかな対応に心がけていただきたいと思います、どうでしょうか。

●議長
町長。

●町長

今、篠田議員からの公共施設の維持管理について、異常があった場合は速やかにということであります。

このことについては当然のことありますので、財政の問題はありますけれども、できるだけ速やかに対応するように努めてまいりたいと思います。

●議長
篠田議員。

●3番

公共施設は、それこそ長く使っていくとなると軽微な部分はちょっとそのまま放置を置いておくと逆に多額のお金がかかる場合も想定をされますので、今、ご答弁いただいたようにやはり予算もありますでしょうけれども速やかな形で対応して、公共施設を長く使えるような形でやっていただきたいと思います。

1問目は、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、2つ目ですけれども、誘致企業の現況についてということで、空知団地の第1工区に令和4年6月に土地売買契約を締結し進出していただいた株式会社クリーンリバーの現況について、お伺いをしたいと思います。

●議長
答弁を求めます。町長。

●町長

2つ目の質問として、クリーンリバーの現況ということであります。

令和4年6月に陸上養殖と水耕栽培の事業用地として空知団地約20ヘクタールを購入し、昨年11月には陸上養殖の試験棟を建設していただき、バナメイエビの養殖に向けた実証試験が開始されたところであります。

本年4月には、私と副町長が試験棟を訪問させていただいて、養殖が順調に進んでいることを確認させていただきました。

また、その後につきましても、担当課が試験棟を訪問し養殖や販路の状況など情報共有を行ってきたところであります。

現在、町が把握している状況につきましては、企業情報でもあり私の立場から詳細について申し上げることはできませんが、10月17日に社長が来庁され、社内の事情によって養殖事業の展開を断念せざるを得ないということについて担当課を通じて報告を受けたところであり、私も11月12日に札幌本社を訪問して社長をはじめ役員の方々とお会いし、これまでの経過についてお話を伺うとともに、現在、社内において用地活用に向けた検討を進めていることを確認させていただきました。

クリーンリバーによる事業展開は、本町における産業の振興や地域経済の活性化につながることから、町といたしましても引き続きクリーンリバーとの関係性を維持していくとともに、新たな事業の操業に向けて可能な限りの支援、協力を取っていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●議長

篠田議員。

●3番

今、答弁をいただきましたけれども、クリーンリバーさんは創業50周年を令和10年に迎えるということで、新規事業ということで養殖事業と併せて水耕栽培を軌道に乗せて、さらなる事業展開を計画され、まとまった面積で低廉な土地を探されていた中で当空知団地が適地となったとお聞きをしております。

新規事業を実施するに当たってはいろんな調査をしなければならないこともあり、それこそ試験棟を建ててエビの養殖について携わったわけですがけれども、ワンシーズンを通じていろいろと試行錯誤していく中で、今、お話がありましたようにちょっと養殖の部分は難しいというような判断をされたようですけれども、いずれにしても奈井江町の空知団地を買っていただいておりますので、次の計画が上手くいくよう、やはり町としてもいろいろとサポートをしてあげていただければと思います。

ちょっと耳にした中では、何かいろいろな部分での課題や何かを相談した際、町のほうからは、それは御社が考えることですかとかというような形で、何かサポートが少し至らない部分があったのか、奈井江町はそれこそ土地を売ったら売りっぱなしなのかというようなお話も聞こえてきたものですから、そんなことはないかなとは思いますが

ども、やはりせつかく土地を買っていただいて、これからの事業を展開していく中で奈井江町がやれること、できることをぜひその事業所のために尽くしてあげてやることが最終的には奈井江町の発展にも繋がっていきますし、町民の皆さんにもそういう形でいい影響が出てくるのかなと思います。

また、空知団地は残地がまだいっぱいありますし、それとか最近であればふるさと納税というような形でやはり奈井江町の親切な対応というか、それらの部分で団地が売れたり、いろんな形に繋がっていくのではないかなと思いますので、ぜひその辺、企業は企業なりの検討をしながら今後の事業展開を考えていくでしょうけれども、奈井江町はやはりそこでできることを親身になってサポートをしてあげていただきたいと思いますが、その点について、再度よろしくお願ひしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

奈井江町としての企業に対する対応がまずかったのではないかなというようなご指摘かと思いますが、私ども町といたしましても用地購入前の段階から計画事業の内容をお聞きして、国や道の補助事業の活用をはじめ雇用の確保に向けた相談については乗ってきているつもりでありますし、支援も行ってきたというふうに感じております。

また、用地の購入後においても、面談、電話、メールを通じてクリーンリバーさんが抱える課題、問題点なども共有をさせていただいて取り組んできたところであります。

先ほど申し上げましたけれども、先般、私も直接、社長さんにお会いをしましたけれども、今、国全体もそうですがとりわけ北海道を取り巻く環境として、ラピダスの工場進出、あるいは観光、札幌周辺の開発、諸々の事業が急激に進んでいる中で、本体事業を含めた全体の見直しが必要であるという判断ということであります。

詳細については、冒頭申し上げましたとおり私どもがその中身について触れることについては差し控えをさせていただきますが、そういう中で、今回、養殖事業について断念をせざるを得ないという判断をしたことについて、ぜひご理解をいただきたいという社長からのコメントを頂いておりますので、そこはぜひ誤解のないようお願いをしたいと思います。

これからも従前同様に、しっかりと企業の立地に向けた努力を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

●議長

篠田議員。

●3番

それこそ新たに進出をされている事業所もそうですけれども、既存の事業所の方々も

いろいろな課題も抱えていると思います。町の支援、サポートが必要な事業所もあるやに思われますので、その辺も十分把握をされながら、町ができる支援を既存の事業所に対してもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、終わらせていただきます。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で11時5分まで休憩といたします。

(休憩)

(10時54分)

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時04分)

●議長

それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。それでは、通告のとおり質問させていただきます。

私からは大綱2点質問させていただきます。

まずは、奨学金返還支援についてですが、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局から提出されている奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱によりますと、少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していることなどにより、地方における人口、特に生産年齢人口が減少している。このため、地方においては地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が減少し、地方の経済が縮小するなど、様々な社会的、経済的な問題が生じており、この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるというふうのスパイラルに陥ることとなる。そのため、地方からの人口流出への対策としては、若者の地方定着の取組がとりわけ重要であり、大学進学や就職等の機会を捉えつつ、都市部の大学生、高校生等に対して、学校卒業後に地方に定住を促したり、働くことのできる雇用を創出したりすることが有効と考えられるとありますが、当町も少子高齢化、人口減少により、今年の1月1日時点の住民基本台帳に基づくと、65歳以上の高齢者は41.9%を占め、町民の2.4人に1人が65歳以上、4.2人に1人が75歳以上で、高齢者(65歳以上)と、生産年齢人口15歳から64歳の比率に対しては、1人に対して

1.2人となっています。

つまり、若者ないし壮年、または中年の1.2人が1人の高齢者を支えている町となっております。ちなみに、全国平均では2.1人に1人の割合となっております。

全国的に広がるこのような状況を踏まえまして、総務省においては、就職等により地域に定着する人材を確保するため、内閣官房及び文部科学省と連携し、若者の地方定着の促進を図る取組を進めております。

少子高齢化で人口も減少する中、都市部に流出する若者の地元定着を促進するためにも、大学卒業後または卒業後一定期間を設けた上で、町内企業への就職やU I Jターンの際に、奨学金の全額または一部の補助を検討してみてもはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員から、奨学金返還の支援ということでのご質問であります。

人口減少が招く、とりわけ地方の諸課題、そしてそれに対する対策、国や各省庁がいろんな形で提起しているということを前提としてのご質問であろうかと思いますが、人口減少、また少子高齢化が進行している中で、まさに地域を支える人材の確保は、本当に厳しい状況となっております。これは今ほど議員のご指摘のとおり、単に奈井江町ということではなくて、全国的な課題でありますので、そのことについては十分認識をしておりますし、またこれは、農家とか中小企業だけではなくて、大企業においても同じ状況であるということでもあります。

町ではこれまで、民間賃貸住宅の家賃助成でありますとか、農業の担い手の支援、生涯活躍のまちの取組などを通じての経済的支援や町の魅力づくりなどを行いながら、少しでも若者に定着してもらえよう努めてまいりました。

東京23区に住んでいらっしゃる方、あるいは通勤している首都圏、東京、埼玉、千葉、神奈川などの方を対象に、移住や中小企業の人材確保を目的として、北海道が中心となり進めているU I Jターン移住支援金の制度にも、奈井江町としても参画をしておりますし、これについては単身者に60万円、世帯には100万円を助成する制度を、国の補助制度を活用しながら進めてきており、U I Jターン対策や町内企業への誘導策も行ってきているところであります。

議員がご提案いただきました奨学金に対する助成制度については、新卒でありますとか、新卒に近い若者にとって、奨学金の返済が非常に大きな負担となっていることも承知をしており、若者を呼び込むための施策の一つであると考えておりますが、近年では

若者の働き方も、時代の移ろいとともに変化をしてきていて、転職に対して肯定的な傾向が非常に強くなってきているということです。

独立をする、あるいは起業なども視野に入れているというシンクタンクでの調査結果にも見られているようで、このようなことは、奈井江町においても同じように転職の率が上がっていることとかが見受けられるというふうに感じております。

こうした動きの中で、制度設計における課題も顕在化しておりまして、何が若者の仕事選びや定着するために必要なのか、町民の皆さんの意見も伺いながら、しっかりと見極めて検討していく必要があると考えております。

このことから、まずは幼児期から学生期における郷土への愛着、誇りを育む取組や、若者、子育て世代にとって魅力ある町になるための取組をまずは優先して行うとともに、ワーキングホリデーや学生ボランティアなどの就労体験や大学との連携事業など、学生との交流機会を通して、生の意見を聞きながら、若者の定着に向けた支援について幅広く勉強していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、UIJターンの移住支援金制度についても、より多くの方に活用していただけるよう、制度の周知、支援金対象法人の登録など、町内の各事業所への働きかけも努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、人口減少に対する施策、各省庁、いろんな形の検討をして、それがまた横に繋がれるような形のことも、国としても内閣府を中心に進めておりますので、それらが活用できるものについては、積極的に取りかかしていきたいと思っておりますけれども、まずはそのことを、町民の皆さんにも知らしめるということも、大きな事業なのかなと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。よろしく願います。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほどの答弁を頂いた中で、検討されているとおっしゃってございましたけれども、様々な可能性の中で検討されているということで、令和5年6月1日の情報なんですけれども、42都道府県717市町村が、こういった奨学金返還支援に取り組んでおられるようです。近隣自治体ですと、歌志内市が区域内に居住かつ民間企業に就職したとき、上砂川町は貸付終了後、町内に1年間居住かつ町内企業に常勤雇用したとして就労した場合にも支援を行っているようです。

先ほども町長の答弁の中でもありましたけれども、若者の転職、起業とか、あと働き方が変わっているという面で、自治体が独自にこういった支援を設けているケースも多く、例えば、医療系の大学卒業後、地元に戻り医療機関に、医療従事者として就職した際だったり、自治体職員として勤務した場合、自治体に必要とする人材を確保したい場合などにも、この奨学金を支援するというケースが多く見受けられています。

奈井江町にとっては、先ほど農家さんというキーワードもありましたけれども、基幹産業が農業ですから、地元を出て、地元で就農した場合に、免除があってもよいのではないのでしょうかとも思います。

また、大学卒業後すぐではなくて、30歳までとか、期間を設けた上で、地元に戻った場合に残っている奨学金を免除したり、1ターンの面では、例えば、当町出身者ではない若者に対しても、奨学金返済支援を行うことで、他地域からの若者の移住を促進できる可能性もあると考えております。

大学進学を経済的な面で躊躇している世帯もあり、後押しにもなりますし、いろいろな可能性を検討していただければなと思いますけれども、それについて町長のお考えをお聞きできたらと思います。

●議長

町長。

●町長

ありがとうございます。具体的な例示をお示しいただきましたけれども、それぞれの市、町が奨学金の返還に対する支援ということで、それがどのような形で直接的にUターン、1ターンだとかに結びついているのか、その辺についてはなかなかしっかりとした成果といたしますか、確認ができていないのかなというふうに思います。

私自身がそうですけれども、昔の話でもしょうがありませんが、50年以上前から、例えば、北海道の私学奨学金であれば、北海道内の公務員ですとか、そういうところになったと、道の職員になったら返還を免除されるとかありましたし、奈井江町においても、例えば保健師さんに対しては、奨学金の免除だとか、就職してくれたときに、例えば車の免許ですとか、いろんな形で支援をしてきていただくというような制度をずっとやってきて、これも全道的にもいろんな形のものがありません。

ですから、いろんな形で、要は魅力がある町であることを訴えていかなければならないんだと思っています。その手法として、どれを優先するかということのときに、まずは先ほど冒頭申し上げましたけれども、奈井江町という町そのものをまずは知っていただくということからスタートさせているというのが、今の状況だと思っていますので、参考とさせていただきながら、有効な手段、いろんなものを取り組んでいくことが必要だというふうに認識しているということだけお伝えして、答弁に代えさせていただきます。

●議長

根岸議員。

●1番

様々な施策を行っていかないといけないですし、奈井江町という町を広報していかな

いといけないということもありますし、こういった政策をやっているということが大体的に伝われば、奈井江町に移住してみたいという気持ちも繋がると思います。

奨学金支援もそうですけれども、先ほど町長の答弁の中にもあったように、やはり愛着だったり、愛郷心というキーワードもありましたけれども、一度やはり町を離れた子どもたちが奈井江町にまた帰っていきたい、戻っていきたいというようなまちづくりも含めまして、今後検討していただければと思いますので、1つ目の質問をこちらで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、二地域居住の推進についてですけれども、二地域居住という単語が最近徐々に出てきているんですが、二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテルとかも含む）を設ける暮らし方のことで、地域での社会参画、協働、ふるさと回帰など、多様なライフスタイルに応えるものです。言ってみると、人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方とも言えます。

コロナ禍以降、働き方、生き方、住まい方が大きく変わって、地方への関心が一層高まってきているとともに、ICT技術の進展とも相まって、テレワークの導入等の働き方改革がより進行しております。

そういった中で、今後はテレワーク等を前提として、地方に生活の拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという新しい生活様式に沿った、二地域居住が可能となり、より二地域居住が進展拡大することが期待されております。

先ほどの1番目の質問とも似た性質にはなってしまうのですが、持続可能な地域を考える上で、今後の人材確保は急務となるもので、二地域居住を推進することで人の流れを生むとともに、東京など都市圏の一極集中の是正はもちろんのこと、地域活性化やコミュニティの再生、関係人口の拡大による、奈井江町においては、空き家や空き店舗の解消、ひいては移住につながる可能性を大いに秘めていると考えております。

また、今回改正された広域的地域活性化のための基盤整備の法律の中で、所在の都道府県が広域的地域活性化基盤整備計画を作成した場合、市町村は二地域居住の促進に関する特定居住推進計画を作成可能とありますが、確認したところ、まだ北海道は広域的地域活性化基盤整備計画を作成されていないようですけれども、検討は行っているということで、国としても地方創生のために交付金の予算を倍増するといったこともおっしゃっておりますので、今後、二地域居住に関しての需要はますます増えるのではないかと思います。

どの計画がもし作成された場合も、いち早く手を挙げられるためにも加速化する中で、関係人口を創出拡大に向けた二地域居住を推進するための調査、検討が必要ではないでしょうか。

町長の見解をお聞かせください。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

2点目の二地域居住の推進ということでのご質問であります。

まさにテレワークだとか、いろんなことが進むことによって、いろんな住み方、変わってきているということで、今回、国の調査でコロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者、子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっているということです。

そして、この促進のために、今、議員がおっしゃったとおり、本年11月に、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律が施行されて、二地域居住者向けの住宅ですとか、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備に対する支援制度が創設されたと認識をしています。

この法律では、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づいて、市町村が二地域居住に関する基本的な方針、対象地域区域などを定める特定居住促進計画を作成することによって、各種補助金の優先的採択、法律の特例許可申請の円滑化などメリットがあるというふうにされています。

現在、議員さんも先ほどおっしゃっていましたが、北海道として市町村の意向を踏まえた上で、この広域的地域活性化基盤整備計画を作成するというので、その方向性を示していますけれども、奈井江町としてもその動向をしっかりと見極めていきたいと思っています。

また、この法律の施行に際して、本年10月に設立をされて、地方公共団体712団体、民間事業者など204団体が加入をしている、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームというものがあるんですが、これに奈井江町も参加をしており、先駆的な取組でありますとか、ノウハウの取得にも努めているところであります。

二地域居住等の促進に向けては、住まい、生業、コミュニティに関するハードルの解決が重要と言われており、まさに現在実施している生涯活躍のまち事業等を重なる部分も多く、一体的に進めることが重要であると考えております。

奈井江町としても、生涯活躍のまちを着実に推進する中で、この計画等の整合性を図りながら、この二地域居住に向けた取組について、引き続き調査、研究を行ってまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほど答弁いただきました中に、二地域推進プラットフォームにも奈井江町は加盟されていて、調査、検討もされているということで、今後スタートになったときにも、いち早く手を挙げられるためにも、ぜひ今後検討していただきたいと思いますけれども、こちらの二地域居住に関してなんですけれども、そういった人口の増加、関係人口を増やすという目的以外にも、例えば災害等起こった場合、自分の地元に住めなかったり、

一時避難が必要になった場合とかも、災害時のリスク回避としての二地域居住という側面も持っているのかなと思いますので、そういった面も含めまして、検討していただきたいと思っております。

奈井江町もまち中音楽プロジェクトも行っておりますので、例えば本州の梅雨の時期だけ奈井江町に住んで、作曲活動といったようなライフスタイルを実現することも可能なのかなと思っております。やはり地域経済の活性化という意味で、関係人口を増やすところは必要だと思いますので、二地域居住の方が奈井江町に訪れることで、地域の産業や観光業、農業などの産業に新たな需要が生まれる可能性もありますし、またその方が地元の飲食店だったり、宿泊施設を利用することで経済活性化し、農産物などの販売促進にも繋がる可能性があります。

また、都市部から持ち込む経済的なリソース、知識だったりも、地域の発展に寄与する可能性がありますので、ぜひ調査、検討していただきたいと思うんですけれども、現段階で、具体的に何か調査、検討の中で奈井江町としてやっていきたいというような考え方とかはございますでしょうか。

●議長
町長。

●町長

繰り返しになりますけれども、災害のときのというような、ある意味言葉は不適切かもしれませんが。副産物的なものであって。まずは町に関心を持ってもらうということだと思います。そして、たまたま最近この二地域居住という言葉が、国交省中心にはやりだしているんですけれども、もともとその発想というのは、ずっとあることであって、要は関係人口をいかに増やして、そしてそれも単に通過していくということではなくて、今この二地域居住という言葉と併せて、ふるさと住民登録というような言葉も出てきていて、今回まさに災害があった石川県において、県としてこの制度に取り組んでいきたいと、これを後々には全国に展開をするように、国としても政策として考えるということを行っています。

要はそのときに一番、実は大切なのは、避暑地として来て、ここで1か月、2か月住みますよということであれば、やはり軽井沢でよくて、富良野でもいいのかもしれませんが、ここで生活がある意味しながら2つの拠点を住み分けるということが、この二地域居住のものであり、そのときに出てくるふるさと意識だとかということこそが、これからの地域の活性化に必要なのではないだろうかという視点だと、僕は思っています。

そういうこともあって、しっかりと関係人口づくりを進めていく。そのために今、奈井江町においても、先般もニコン日総プライムの皆さんですとか、住友商事の皆さんだとか、いろんな形で企業人の活動も通して、総務省からも視察に来ていただいたりしていますけれども、まずは関心を持っていただくとともに、そのときに受け入れる奈井江

の町民が、しっかりとその人たちとコミュニケーションをどうとれるのかという仕組み、そこがやはりずっと続くことのキーになりますので、そんなことも一緒に研究していきたいと思っています。

●議長
根岸議員。

●1番
今ほどもそういった奈井江町を知っていただくだったり、先ほどもありましたけれども、奈井江町に愛着を持っていただく、自分も最後、地元が都会で二地域居住先を奈井江町にしてみたけれども、奈井江町のことが気に入って、主な生活拠点が逆に奈井江町になってもらえるような取組を期待しまして、今回質問を終わらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●議長
以上で、根岸議員の質問を終わります。

(11時27分)

(4. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(11時28分)

●議長
引き続き一般質問を行います。
4番、遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番
4番、遠藤共子です。今日は町長に大綱1点の質問をさせていただきます。
こどもの居場所づくりについてお伺いをいたします。
今や経済や社会、文化などあらゆる面で変化をしてきており、日々の豊かさを実感する機会が増えてきている中、子育て家族の状況が多様化してきており、今ではこどもの居場所づくりとして学習支援や食事の提供などが加えられ、幅が広がってきました。
これまで児童館は常に地域の子どもたちの遊びを中心とした日常がありましたが、児童館の機能も時代とともに変化をしてきているように思えます。本町においてはこどもの居場所として早い段階からみなクルを開放し、子どもたちの中では大好評を得ている場でもありました。今ではタブレットの利用がほとんどない、そして友達同士がスマホを持参しゲームをしていると伺っています。

この10月には最後の北町児童館が閉館となり、旧保健センターの2階へと移行しま

した。町民にもまだ浸透していない状況もあり、誘導の張り紙もないため入りにくい、そしてこれまでの児童館の機能がないとはいえ使いづらい、そんな声も上がっております。

しばらくはこどもの居場所としての拠点となるのでしょうから、現在の在り方をしっかりと検討していくことが重要だと思います。

そこで、質問の1点目について、北町児童館廃止に伴い、旧保健センターに移設しましたが、子どもたちの居場所としての役割をしっかりと維持しつつ、これまでの利用実績が低い理由を検討し、質の高い質の向上を図ることが重要ではないかと思い、町長にお伺いいたします。

2点目には、こどもの居場所づくりに関わる人材の確保についてであります。

地域おこし協力隊での募集や、今関わりのある厚生員さんにコーディネーター養成講座を受講してもらうなど、そういった方法はいかがかと考えます。

3点目については、こども食堂についてであります。当時、貧困対策で立ち上がったと思いますが、今では、こどもの居場所の一つとなり、学習支援や他世代との交流、孤食の解消、食育、地域とのつながりなどの観点からも有効な手段と考えられてきていますが、町長はどのように考えるのでしょうか。

以上3点についてお伺いをいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員から、こどもの居場所づくりについてということのご質問です。

現代社会において、地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などによって、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少して、子どもが地域コミュニティの中で育つこと、これは困難になっていると言われております。

そうした背景を受けて、国では子ども居場所づくりに関する指針を令和5年12月に示し、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであります。

当町においても、学童保育や子育て支援センター、公民館やみなクルなど、子どもが安全で安心して過ごせるこどもの居場所づくりを行ってきたところであります。

1点目の児童館機能を移設した旧保健センターでの事業の内容についてということですが、こどもの居場所の1つである児童館については、今年10月に閉館をし、11月5日から旧保健センター2階において、児童開放を始めております。移設については、学校を通じてチラシを配布し、ポスター掲示、広報、ホームページにて周知を図り、利

用につながるよう努めてまいりました。

事業を開始してまだ1か月ほどでありますけれども、この11月の利用は101名と昨年度の児童館の利用数よりは少ない状況でありますことから、まだ十分とはいえないのかなというふうに認識をしています。

場所が2階のために、外から様子が見づらくて入りづらそうにしている子を玄関まで行って呼び込んだり、入り口に表示をするなど、入りやすくするよう工夫をしていますけれども、さらに利用の促進に向けて、子どもたちや保護者の意見を参考に検討を重ねており、今後、施設の愛称の募集でありますとか、施設に入りやすいような出入口の装飾のほかに、行事ですとか、イベントなどの工夫をして、利用につながるきっかけづくりに支援をしていきたいと考えております。

また、先般実施した子ども・子育て会議では、子ども会から派生した任意団体でありますあそ部に相談してみてもどうかという意見も出たことを受けて、今、検討、相談を進めているところでもあります。

施設では、テニピンでありますとか、モルックなど、体を使う遊びができるよう工夫をしたり、従来どおり読書などでゆっくり過ごすことや、ゲームなどができる環境にしておき、クリスマスイベントなどの開催も予定をしております。

今後も子どもたちから様々な意見を収集しながら、遊びの工夫でありますとか、子どもたちが利用しやすくなる仕掛けを行って、利用しやすい居場所づくりを行ってまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目の、この居場所づくりに関わる人材の確保ということですがけれども、学童保育や子育て支援センター、先ほども申し上げた旧保健センター2階では、子どもたちが安心、安全に過ごせるよう、また、子どもの様子をしっかりと見守り、困り事を相談できるよう、研修を受けた保育士や指導員などが業務に当たっており、今後も必要な人材育成、確保を図ることとしております。

子どもの居場所は、子どもたちが居場所と感じるかも大切であり、みなクルや体育館などの場所だけではなくて、遊びのフェスティバルですとか、すこやかクッキング、商工会や共奏ネット、地域おこし協力隊などの様々な行事やイベントの場所も、これも子どもたちの居場所と捉えることができるのではないかと思います。

このように様々な形態の子どもの居場所がある中で、まずは、先ほども答弁させていただきましたけれども、移設後の居場所や各施設での事業内容の充実を図っていくことを考えており、子どもの居場所づくりコーディネーターとしての専門的な新たな人材を寄与するという点については、現時点では考えておりません。

しかしながら、子どもを取り巻く課題などを検証して、今後も子どもたちの意見を聞きながら、子どもの居場所を検討し、その上で必要な事業内容、場所や財源、人材の確保についても検討してまいりたいと考えています。

3点目の子ども食堂の考え方でありますが、これは議員もご指摘のとおりであります。子ども食堂は現在急速に増加をしていて、NPOですとか。ボランティア、民間が運営するなど、官民を問わず様々な支援者との連携、協力の下で、展開をされておしま

すが、マンパワー、場所、財源など多くの課題があることから、行政主導で子ども食堂を実施するという点については、困難なことなのかなと捉えております。

しかしながら、食を通じたイベントなどは、世代を問わず楽しみであり、地域のつながり、次世代交流にもつながることから、こどもの居場所における催しの一つとして考えることも必要と思っております。

現在、食生活改善推進協議会による、こども園や地域での食育活動、子育てボランティアや民生委員協議会などの各団体による食に関する活動もあることから、それらの活動を踏まえた上で、食を通じた異世代交流や楽しい居場所づくりを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、議員が冒頭ご指摘のとおり、子ども食堂が貧困により欠食に至っている子どもたちをどう救済するか、もっと遡れば、年越しをどういう形でということで始まった、東京で始まった運動から広がっていくわけですけれども、それがいろいろな形で有効であるということに気づいて、まさにこういう交流の場として、コミュニケーションの醸成の場所として非常に有効だという視点に変わってきている。

だとすると、子ども食堂ということにこだわらずに、どのような形で、奈井江町で、そのことが目的として達成されるのか、その視点でしっかりと捉えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長

遠藤議員。

●4番

今ほど町長からの答弁の中で、様々な課題もありますし、これからいろいろ検討していただける。そういった話もありましたので、これから期待をしております。

今、みなクルでは、当時から見ると、子どもたちの利用が随分少なくなったと、しかしそれが、タブレットの利用がほとんど今ではなくて、子どもたちが、それぞれがタブレットを持ってきたり、スマホを持ってきて、それぞれ遊ぶ、そういう形に変わってきているということを伺っております。

今では、新庁舎の2階もWi-Fiがつながっていて、そこに子どもたちが何人か遊びに来て、それぞれそこで遊んでいる様子があるということも聞いておりますけれども、やはり今の子どもたちにとっては、何ととってもタブレットだとか、スマホだとかの遊びがほとんどになっているんだと。そんな状況の中で、少しでも子どもたちが外に出て、体を動かして、子どもの活気よく遊んでほしいなという、そういう思いがありました。

遊ぶということは、遊びを通して学ぶことがとても多くて、子どもの発達に大きな影響を及ぼす要素が豊富にあった。思いっきり外で私は遊んでほしいなという思いがあります。

1つ例にとると、ななかまが今盛んに子どもたち、一生懸命行ったり来たりとで、いい成果を上げているように見えます。普段はさほど子どもさんの数が多くないのかなと

いうふうに思ったりすることもあるのですが、特別授業を年に数回開いている、そういった状況には物すごくたくさんのお子どもたちが集まって、いろんな体験をしたりだとか、いろんな講師の先生の話の話を聞いたりとか、そういうことをしている様子を見ると、やはりそういったイベントだとか、講演だとか、子どもたちの気を引くような行事があれば、これだけ子どもたちが集まるんだなというふうに、私は今、感じております。

先日、厚生員さんとの話の中でも、やはり旧保健センターの2階を引っ越しして間もないため、町民に浸透もしていないため、大した利用がないということ、また月に2回の公民館を開放していますけれども、利用がなかったと、そういったことも話されておりました。

これまでの準備不足ということもあるかもしれませんが、ただただ場所の開放だけでは、子どもたちは参加しない、寄ってこないんだなというふうには感じております。

都会では児童館での行事を決めるときに、例えば子どもたちが主体となって、子どもたちの運営委員会を開催し、行事を決めるだとか、それに加えて他世代との交流、体験なども組み合わせて計画を立ててきているというところもあります。これらも含めて、町としても、そういった検討の余地はないのか、また再度お伺いしたいと思っております。

人材の確保については、コーディネーターについては、町としては要らないというのか、今は考えていないという、そういった町長なお話でしたけれども、考え方によっては、これについては補助金制度もありますし、今の厚生員さんにしっかりとこの講座を受けていただいて、町全体の子どもの居場所についてのトータル的なコーディネートをしてもらうということも、私は必要ではないかと思っておりますし、人材育成の上ではとても重要なことではないかと思っておりますけれども、その辺はまた再度町長にお伺いしたいと思います。

●議長
町長。

●町長

再質問というか、意見ということですがけれども、私としての、すみません、私も意見になってしまうかもしれません。

例えばみなクルでタブレットを使う子どもたちが少なくなったとかということについては、まさにコロナだとかで、コロナのことも時期的に合わさって、タブレットだとかということに馴染んでもらうということも含めて、あそこに置いたりしたのが、いろいろ普及をしてしまったということと、自分たちでそれぞれがいろんな利用をする、できるようになってしまったという言い方を変えると、あそこでの利用が少なくなったことでもあるのかと思っております。

それがどういう影響を及ぼすのか、もっと外で遊んでほしいということもおっしゃる意味はよくわかりますし、そのとおりで、ではそれをどうするかということがまさに全国的というか、大きな課題であることだと僕は思っています。

オーストラリアで新聞でもご覧のとおり、16歳未満の子どもたちのSNSの使い方を制約しましょうとかということと併せて、本当にこれをやったらというマニュアルがない、処方箋がしっかりとしたものがない、まさにこれからの子どもたち、こういうものに頼りきらないで、頼ったばかりにならないで、どうやって人間として成長させていくかということが問われているのが今だと思っておりますので、そういう意味で、それぞれの居場所というのをどうつくっていくかということも大切であり、それに関わる人材として、どういう人なのかということだと思います。

コーディネーターの養成ということに対してのこだわりは、僕は持っていませんけれども、それに関わる今うちの保育士さんたちに、きちんとそういう意味でのしっかりとした教育を受けているわけですから、それらも含めて当然研修もしながらしっかりと対応していかなければなりませんし、昔ながらのといったら怒られますけれども、子どもがそこで遊んでいるのを見守ることでいいという時代でないのも十分理解をしていますから、それらをやはり一つ一つみんなで考えていかなければいけない。

そのときに、そういうことだけではなくて、まさに家庭も含めて、我々周りの人間がどう関わっていくのか、コーディネーターさんにお任せするのではなくてということの仕組みも、恐らく議員も考えていらっしゃるのだと思いますが、それらのことというのは本当に難しいこと。

これだけまさに人口も少なくなってきた、みんな共稼ぎだとか、いろんな社会環境が変わってきている中で、改めてそういうことを、再構築することが大切であるけれども大変な時代になったんだということが今、全国で確認はされているところなのかなと思っております。

そんなことで答弁になりませんが、所感を申し上げさせていただきます。

それと、いろいろご指摘を頂きました。先ほど申し上げましたけれど、11月5日にオープンしてまで1か月しかたっていませんから、ご家族の方といいますか、保護者の方も戸惑っていらっしゃるでしょうし、子どもたちも戸惑っていると思います。今日行って、新しく突然のようにディズニールランドができたからみんなでわって話にはなりませんから、しっかりと育てていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

●議長

遠藤議員。

●4番

町長の答弁をよく理解をいたします。

今ある子どもたちの居場所がまずは安全で安心して過ごせること、そしてもう少し幅を広げて内容を充実させることが重要と思ひ、さらに今後充実した子どもの居場所づくりができるよう期待したいと思います。

最後に子ども食堂では、町民の有志または団体の中から新芽が出始めて、子どもたちのためにという思いが強まってきた場合には、息の長い活動にしていくことが重要だと

私は思っていますので、その折にはいろいろと相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で遠藤議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

(休憩)

(11時46分)

(5. 7番笹木議員の質問・答弁)

(13時00分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、町政一般質問を行います。

7番、笹木議員。笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番、笹木利津子です。

議長にお許しをいただきましたので、さきの通告のとおり、教育長に2点質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、子どもの目の健康についてお伺ひいたします。

当町では、以前提案させていただいたスポットビジョンスクリーナーを3歳児検診で導入していただき、屈折異常や屈折の左右差、瞳孔不同、斜視などの早期発見に努めていただいているところであります。

町内の若いお母さんから、この目の検査について、細やかな検診に対して喜びの声もいただきました。

コロナ禍において、GIGAスクール構想が加速される中、ICT教育が進化されていくことを期待しておりますが、しかし、一方で、児童生徒1人1台端末の環境下で懸念されることは、子どもたちの目の健康です。

近年、子どもたちの近視が増えており、これは世界的な問題となっております。近視は、例え軽度でも、緑内障や網膜剥離などの近視以外の目の病気にかかるリスクを上昇させることが疫学調査で明らかになりました。

人生が100年と言われる時代を生きる子どもたちの見え方を生涯にわたって良好に保つためには、子どもの時代に近視を発症させない、進行させない取組が非常に重要であると考えます。

学校現場ではGIGAスクール構想による端末の学びが行われておりますが、文科省では学習用デジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ普及促進を図ることとしております。

一昨年になります、当時の萩生田大臣が全国の学校での近視についての調査を初めて行うことに触れ、「子どもの視力低下は以前よりその傾向が見られるものの、学校でのICT化により一層悪くなる事がないよう、最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考える。新たな知見が得られれば速やかに学校関係者にお伝えしたい」との見解が示されました。

この30年ほどで、パソコン、ゲーム機が普及し、さらに各世帯のスマートフォン保有率は90%を上回りました。スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっております。しかし、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われております。

近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されております。

文科省のホームページには、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されております。

このような情報の活用と併せて、児童生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下などの有無など、子どもの心身の状態について状況把握を行い、児童生徒と保護者が各家庭でしっかり健康管理できることも大切と考えます。

今後ますますICT化が加速する中で、本町として、児童生徒の目の健康予防はどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

まず初めに、児童生徒の視力の状況について全道平均との比較も含めながら申し上げますが、奈井江町の、前年度にはなりますが、健康診断の結果、視力1.0未満の比率は、小学生が43%、中学生が65%で、全道平均とほぼ同じ比率になってございます。

さて、文部科学省のホームページでは、先ほど笹木議員がご紹介されたものと同じものかと思っておりますが、眼科領域での新たな知見なども踏まえて改訂を行ってきた児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックが公表されており、萩生田大臣退任の後も改訂をされておりますが、そこにはタブレット端末等の使用に関して、連続作業は1時間を超えないようにし、超える場合には休止時間を設けるとする一方で、学校でタブレットを利用した授業の場合、説明や発表などICT機器を利用しない活動が含まれるため、実動時間はそう長くないとの記載もされているところであります。

改めて学校の授業時間を振り返りますと、小学校が45分、中学校で50分、また、小学校では俗に言う2の休みとか昼休みが20分ずつありまして、連日の降雪にもかかわらず公民館の教育長室にも子どもたちの歓声が聞こえてきて、私も楽しくなるのです

が、グラウンドや体育館で目のためにとても良いとされている外遊びをする子どもたちがたくさんいて、学校生活やななかまではガイドブックから逸脱するような事案は心配しなくてもよいと考えているところであります。

ただ、一方で心を痛めているのは、放課後の子どもたちの目のことであります。

学校だよりとか保健だよりとかを通じて、各家庭に目の健康に対する啓発を行っているほか、授業参観日の懇談の場では直接保護者の皆様に周知を行っているところですが、本年4月に実施をした調査、スクリーンタイムと言いますが、テレビやコンピューターやスマートフォンやタブレットなどの画面を見ている時間が平日家で3時間以上と回答した児童生徒が、奈井江小学校で41%、奈井江中学校で60%と非常に高く、中には、平日ですが五、六時間以上という生徒も少なからずいて、浮き彫りになったのは、学校の外、家庭で制限ができていないという状況であります。平日帰宅してから5時間、6時間ということは、ご飯やお風呂の時間以外は寝るまでスマホを手放せないのているのだと思っております。

この現状、笹木議員も同感していただけるのではないかとと思っておりますが、誤解を恐れずに言うと、これは突き詰めますと、学校や教育委員会の守備範囲から外れてしまう家庭で対応してもらわなければ解決できない問題であると思っております。

ただ、スクリーンタイムの問題、私としても単に視力だけの問題にとどまらない事案だと考えております。

第1回の定例会の教育行政執行方針の中で、私は、子どもたちが生きる力を備えていくための学びの環境、小学校から中学校までの9年間の在り方について、コミュニティ・スクールで議論を始めていきたいと述べたところでありますが、子どもたちのスクリーンタイムの現状について、小中の学校長も大きな危機感を持っておりまして、コミュニティ・スクールの会議でスクリーンタイムの適正化について検討してほしいとの要請を受け、これ喫緊の課題として受け止めて、現在そのガイドラインづくりをコミュニティ・スクールで行っていただいているところであります。

少し時間がかかると思いますが、全ての家庭で保護者と子どもが共に現状を見詰め直し、スマホ利用のルールづくりを行う環境を整えたいと思っております。奈井江版の指針を取りまとめて、いま一度、啓発活動に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

●議長

笹木議員。

●7番

今、教育長のほうから答弁をいただきまして、全く教育長おっしゃるとおりで、今回の子どもの目の健康についても、教育委員会また学校、教職員の方で良い方向に向かっていくというのは、極めて難しいんだらうと私自身も認識をしております。

今ほど教育長おっしゃったように、家でのスマホの時間がもうべらぼうに長い。とも

すれば親子の会話もない。家庭の会話もないほど、スマホしっ放しという状況も、もう、その状況も私も孫も7人もいますから、よくよく、ちょっとその年齢は過ぎて、夢中になっている時期はもう過ぎて、結構大きくなったんですけども、そういう状況も見ておりますし、分かるんですけど、今これからスマホのルールづくりをこれから推進していくんだというお話がありました。本当に期待をしたいと思います。

家庭での対応も保護者の方に対して子どもの目を救済することの注意喚起ですか。これってなかなか難しいんでしょうけれども、今回は見解をお聞かせ願いたかったので、ぜひ、親ごさん、保護者の方に、もっと自分の子どもの目を守ってあげなさいよと、そういう思いが通じるような注意喚起をしていただければありがたいなと思って、今回の質問にさせていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

AI・ペアレンタルコントロールアプリの活用についてお伺いいたします。

今ほどの質問にも述べましたが、スマートフォンの世帯保有率が著しく増加しております。また、スマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNSなどのアプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきました。

スマートフォン保有率の高さは子ども社会にとっても例外ではなく、内閣府「こども家庭庁」の本年2月の実態調査によると、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が70.4%、中学生が93%、高校生が99.3%です。

このように、子どもにとって身近なスマートフォンでの写真、動画撮影とSNS投稿ですが、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもと一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。

インターネット上での自撮り写真、動画の共有に潜む危険は子ども自身が被害者になることも加害者になることも想定されます。

近年では、学校配布の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられるようです。ニュースなどでは、SNSを通じて子どもたちに裸や下着姿などを自撮りさせる手口が広まりつつあるとの報道も聞きます。

こうした子どもによる性的な自撮りに関する被害が増える中、令和3年秋、被害を防止する策について、産官学の連携の下、AI・人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発されました。

このアプリは、子どもを守るという意味から、「コドマモ」と名づけられています。

「コドマモ」は、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに、保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができるシステムです。かつ、AIはサーバーを介さず端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることはなく、プライバシーは保護されます。

このアプリは、スマートフォンにインストールすることで、画像フォルダとアプリが連携し、撮影データが画像フォルダに保存される際にAIが判別するために、あらゆる

アプリ内の機能による撮影画像に対しても判別可能となります。

また、子どもが今どこにいるのか、リアルタイムで位置情報の確認ができ、このアプリは一昨年より無料配信が決まっています。昨年3月に開催された女性の地位委員会では、社会課題を解決するアプリとして紹介されました。さらに、アプリの利用時間管理、歩きスマートフォンの防止、SNS上の危険なチャット検知、課金防止対策の機能が追加されるとのことです。

「コドマモ」アプリに期待される効果としては、犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みになること、子どもを加害者になることを予防すること、また、学校配布の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な盗撮なども防ぐことができます。

子どもたちが心豊かに健やかに育つためにも、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手だてを講じることは大変重要であると考えます。

そこで1点目、本町において、子どもを守るために開発されたアプリ「コドマモ」の周知・啓発を行ってはどうかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

また、学校配布のタブレット端末は自宅に持ち帰ることもできるため、その時間帯の管理まで学校や教員に求めた場合、対応は難しいものと考えます。

そこで2点目として、子どもを被害者にも加害者にもさせないために、実証事業の可能性も含めて、学校配布の学習用タブレット端末に「コドマモ」アプリをインストールしてはどうかと考えます。

以上、2点、教育長にご見解を伺います。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

先月末、オーストラリア議会上院で、16歳未満のSNSの利用を禁止する法案が可決をされたところであります。反対している議員もいる一方で、世論調査では多くの国民が賛成しているとの報道も目にしております。

SNS、とても便利なコミュニケーションツールだとは理解をしておりますが、笹木議員が言われるように、児童生徒が被害者にも加害者にもなる可能性をはらんだ道具であるとも考えているところです。

それでは、まず初めに、奈井江小中学校でのタブレット型端末の使用に関わるルールについて、抜粋となりますが、説明をしたいと思います。

自分や他人の個人情報をインターネット上に書き込んだり、アップロードしない。許可なく、他人や家、持ち物などの写真や動画を撮影しないといった、自分も他人も傷つけないための約束を定めているところであります。

また、学校内のネットワークの環境ですが、有害サイトのアクセスを制限したり、先生の許可なくアプリケーションをインストールすることができないような仕組みにして

おります。容易に写真のアップロードなどができないようになっているほか、先生たちには児童生徒のネット検索の履歴や保存内容の監視ができるため、トラブルの早期発見ができる仕組みになってございます。

また、次年度はタブレットの更新を予定しておりますが、その際には、現在、役場でも使用している強力なフィルタリングソフトウェアを導入する予定となっておりますし、日進月歩、目まぐるしく進化していくネット環境の中で、様々な対策をもってしても、いたちごっこのようなことになってしまう中であって、ネットトラブルに限った施策ではありませんが、小学校4年生から中学校3年生までを対象とする包括的な性教育講座を開催して、授業時間の中で子どもたちの倫理観なども高めていきたいと考えています。

ご質問の順番とちょっと逆になってしまうかもしれませんが、今、答弁したような体制から、学校が子どもたちに貸与している端末については、ななかまで使うなどの理由で自宅に持ち帰りをした場合でも、懸念材料は少ないものと考えておりますので、「コドマモ」の導入は考えておりません。

しかし、これから答弁することは、先ほどの目の健康の際の答弁ともつながってくるものと思っておりますが、今、奈井江中学校の生徒たちの私物のスマートフォンの所有率は100%であります。こども家庭庁では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律を定め、保護者の責務として、ネットの利用が不適切に行われた場合、売春や犯罪、いじめ等々の問題が生じることに留意すること、保護する青少年の、自分のお子さんということかと思っておりますが、ネットの利用状況を把握し、有害情報フィルタリングソフトなどの利用により、青少年が適切にネットを利用する力の促進に努めるものとする規定をしております。

また、北海道教育委員会では、SNS等の正しい利用方法やネットトラブルに関する情報を集めた「STOP SNS Trouble ポータルサイト」を開設して、児童生徒向けの簡易なもの、また保護者向けのもの、それぞれ分かりやすい形で照会をしており、これも学校を通じて各家庭に周知をしているところであります。

私物であり、校外で使用するスマホということですから、ここでも誤解を恐れずに言うと教育委員会や学校の守備範囲から外れて、家庭において保護者と子どもがしっかりと話し合い、かつ保護者の見守りの下に使っていただくことだと思っております。

とはいえ、先ほどの答弁の中で、コミュニティ・スクールで新たなガイドラインを作成していると申し上げたところであります。

今回、笹木議員に紹介していただいたアプリケーションも有効なツールの一つだと思いますので、こういったものも含めた啓発を行って、ガイドラインの中で啓発を行って、保護者、そして何より子どもたちが安全、安心してインターネットの利用ができるサポートを行ってまいりたいと考えているところであります。

●議長

笹木議員。

● 7番

今、教育長の答弁をお聞きして随分安心をさせていただきました。様々な部分で、子どもたちが被害に遭わない、被害者にも加害者にもならないというような手だての、完全ではないんでしょう、きっと家庭も今言ったようにありますから、その方向で一生懸命頑張ってくださいという部分はよく理解をさせていただきました。

今回、私、この質問をさせていただくにはちょっと背景がありまして、幸いなことに奈井江町内ではありません。本当古くからお付き合いをしている友人のお孫さんが、話を聞くと、今、中学3年生です。春4月に年度替わりになって間もなく5月、6月ぐらゐからぼつぼつ学校に行かれなくなった。夏休み以降は全く行ってない。

お友達ですから、おばあちゃんになるんですけれども、来年高校受験を控えていて大変心配している。原因は何かといたら、スマホでのいじめなんですね。だから、本当に思いました。今、私たちも、もちろん使っています。多分ここにいる全員がもちろん持っていますし、1台に限らず2台、3台持っている方もいますけれども、大変便利なものですよね。今も生活になくってはならないような状況にまで、情報も含めてなっていますけれど、でも一つ間違えれば、このスマホって凶器になるんだなって。言えば、凶器と一緒にすよ。人の心を傷つけたり、今言ったように性犯罪が起きたり、これがきっかけで、様々な事件やら案件が全国でたくさん起きている中で、便利だけれども、ちょっと間違ったら凶器だよなという思いで、今回この質問もさせていただきました。

もちろん、2時間、何時間もスマホにかじりついてやっているという部分では、もうお家が、だから、親ごさんがやっぱり意識向上するために、果たしてどんな問題と。

ですから、もし、少しでも子どもに対して、そういう不安を抱えている親ごさんがいれば、啓発ですね、そういうアプリの啓発等々もやっていただいて、これ強制するものではありませんけれども、進んで使用してもらおうご家庭もあるのかもしれない。また、その中で様々な犯罪、また今言たいじめ、何かしらに抑止力になるのであれば、これはまたすごくいいなと思います。

事件まで行かなくても、様々な、スマホ、タブレット等に関して、現在まで町内で実例として何例かでもあったという部分は、教育委員会には入っていますか。伺います。

●議長

教育長。

●教育長

子どもたち、まだ未成熟なので、日々ぶつかり合って小さなトラブルはあります。その中でスマホ絡みというのものないわけではありません。それらについては、学校のほうでもしっかり対応していただいている状況なのかなと思っております。

●議長

笹木議員。

● 7 番

あとは本当周りの、もちろん保護者が一番なんです。ですが、周りの目の届く範囲の大人が少しでも気を遣って、町内外はいいというわけではありませんが、少なくともこの奈井江町で育つ子どもたちが、様々な、こんな思いで、つらい思いをしないように、ぜひ、またそちらの方向で頑張っていたいただければ、ありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。

● 議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(1 3 時 2 8 分)

(6 . 8 番大関議員の質問・答弁)

(1 3 時 2 8 分)

● 議長

引き続き、町政一般質問を行います。

8 番、大関議員。

(8 番 登壇)

● 8 番

8 番、大関でございます。定例会出席お疲れさまです。

私からは、大綱 1 点、町長に報酬審議会の開催についてということでお伺いしたいと思います。

監査委員や農業委員、教育委員などの報酬は報酬審議会で議論されていると聞いています。が、議員報酬の改定時以外は長い間開催されていないようです。

かなり前ですが、私自身も農業委員の報酬上げの質問をしましたが、それから長い時間が経ちました。国家公務員も地方公務員も給与の引上げが続いており、道内の最低賃金も 1,000 円を超える時代になってきました。

それぞれの委員さんも大変努力されており、例えば農業委員であります、農地の流動化を進めており、当町では遊休農地は発生しておらず、きれいな田園風景が続いているのもそのおかげだと思います。

また、教育委員であれば、刻々と変化する教育行政の推進に協力いただき、コミュニティ・スクールの設置にも努力いただきました。

ほかの委員さんも当町の発展のためにご尽力をいただいているところであります。

現在の奈井江町の人口規模や財政規模を考えたとき、空知管内で最も安い報酬であることや、燃料の高騰や人件費の値上がりを加味すると、報酬の妥当性を議論する時期かなと思いますが、町長の見解を伺います。

● 議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員から、委員の報酬に係る報酬審議会の開催についてのご質問であります。

ご指摘のとおりであります。円安でありますとか、社会情勢不安による物価の上昇、人材の不足などなど、賃金の上昇傾向が顕著となる中で、本年8月の人事院勧告では官民の給与格差の是正が勧告されるなど、公務を含めたあらゆる産業分野において、給与・賃金水準が上昇しており、今後も同様の傾向が続くと予想されております。

一方で、本町における農業委員や教育委員など、法令や条例により設置された委員会や附属機関の委員などの報酬については、平成18年に引下げが行われて以降、改定が行われていない状況となっております。

これらの委員会等については、本町の執行機関の内部にありつつ、政治的中立性、技術的な専門性、利害調整等について、町長から独立した執行権限を行使する機関として設置されたものであり、職責を果たす対価として、その報酬が支給されるものであります。

これら委員会等の報酬に加えて、特別職の給料でありますとか、町議会の議員報酬については、町内の各界各層の意見を聞いた上で、その水準を決定することができるよう、奈井江町において諮問機関として奈井江町特別職報酬審議会を設置しております。

管内で委員会を設置していない町もありますので、そういう意味で奈井江町においては、そういう目的をもって設置をしているということでもあります。

審議会の構成は、労働団体、女性団体、商工団体、農民団体のそれぞれの代表、そして有識者として、任期は2年間、現在5人の委員の方をお願いをしているところであります。

直近の開催状況については、先ほど議員が触れられましたけれども、令和4年5月に町議会の議員報酬、及び期末手当等の引上げについてのご審議をいただきました。

今後の報酬等の改定の是非についてであります。報酬等の性質を踏まえながら、近隣市町村の状況も勘案して、本町としてどのような水準がいいのか、町民もしくは各種委員の当事者といった、それぞれの視点から見て妥当なものか、幅広く検討する必要があると認識しております。

なかなか委員本人からこのことについて提起をするということは難しい状況でありますので、今ほど申し上げたようなことをしっかりと勘案しながら、今後、必要に応じて、この報酬審議会を開いていきたいと思っております。

まずは、必要性について十分認識しているということの、申し上げて答弁と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

●議長

大関議員。

● 8 番

前向きな答弁をいただき大変ありがとうございます。

自分もこの課題を、問題を質問する際に、各所管に行ったんですけれども、やはり所管での議論をした後に報酬審議会にかけるというような認識を自分は受けました。なので、あまり報酬審議会でけんけんがくがくと議論する場ではないなということを感じたものですから、再質問ですけれど、報酬審議会の開催を町長の権限で、例えば2年に1回必ず開くとか4年に1回開くとか、そういうルールづくりをしてはどうかなどご提案を申し上げたいので、そこの町長の答弁を求めたいと思います。

現在、本当に農業委員で言えば、空知管内で言うと、いろいろ農業委員の業務あるんですけれども、例えばあっせん業務というのがありまして、農地が売りに出た場合、農業委員さんが買手を探すというのがあっせん業務ですけれども、空知管内でもその業務を放棄している農業委員会もあります。ですが、報酬はそんなに奈井江町より高いんですよ。だから月1回の総会にしか来なくても、奈井江町の農業委員より高いという地域もありますし、農業委員の会長であれば、定例会も出席いただいておりますし、空知の会議や全道の会議、年1回ではありますが、東京まで行って要請運動をしたりとか、非常に忙しいわけでありまして。

また、教育委員であれば、これはネットの情報ですけれども、多分確かだと思いますけれども、平均を見ると月額4万円以上6万円未満が最も多く全体の3割を占めているということもあります。

先ほど言ったとおり、開かれてないということもありますけれども、ちょっとやはり個人的には低いのではないかなと思いますので、今日町長が報酬を上げるとかという答弁はできないと思いますけれども、その報酬審議会を数年に1回は開くよということルールとして位置づけできないかなということで再質問したいと思います。よろしくお願ひします。

● 議長

町長。

● 町長

ありがとうございます。本当に私としても建設的な意見だなというふうに受け止めさせていただきますが、先ほどちょっと申し上げましたとおり平成18年に引下げが行われました。ご承知のとおり、これは自律プランをつくって、奈井江町として市町村合併をしない、奈井江町が自立していくんだといったときに、それぞれ町民も一緒にどういう取組ができるのかということの視点の中でやってきたことであります。

そういうことであるがゆえに、委員の皆さんについても、なかなか行政に参加を、しっかりと参加していくという意識の表れとの裏返しの部分で、報酬に対する不満という

言い方は変ですけども、そういうことについても恐らくなかなか発信できない状況が続いているんだなというふうに思っていますし、何よりも社会情勢非常に変わってきていて、やはりそれなりの役割を果たしていただくためには相応の対価といいますか、先ほども少し申し上げましたけれども、職責を果たす対価としての報酬ということをもう一回しっかりと整理させていただきたいなというふうに思っています。

2年に1回とか、今、申し訳ありませんが、ここで断言はできませんけれども、そのことを踏まえて、非常にいい提案かなと思っていますので、そのことも踏まえて考えさせてください。

答弁と代えさせていただきます。

●議長

大関議員。

●8番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

なかなかね、やはり、農業委員さんも教育委員さんも、自分たちの給料を上げるという議論は多分その委員会の中でもできないと思ひますので、外部からそういう考えを、先ほど町長が答弁したとおり、職責にあった対価を支払うということで、いろいろ議論してほしいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

全ての皆さんの一般質問が終わりましたので、これにて町政一般質問を終わります。

(13時37分)

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時38分)

●議長

日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

●副町長

定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」。

専決事項は、令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ480万4,000円を追加し、総額をそれぞれ57億8,914万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙に係る経費で、10月4日付で専決処分を行ったものであります。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出より説明いたしますので6ページをお開きください。

6ページから8ページにわたります総務費、選挙費の衆議院議員選挙費では、衆議院議員選挙に要する経費として、人件費286万9,000円、消耗品費、通信運搬費、委託料など193万5,000円、合わせて480万4,000円を追加計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので5ページをお開きください。

国庫支出金、国庫委託金の総務費委託金、衆議院議員選挙委託金で、歳出と同額の480万4,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり承認されました。

●議長

日程第7、議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。

●副町長

それでは、議案書78ページをお開き願います。

議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」。

奈井江町まちづくり自治基本条例の規定に基づき、奈井江町第7期まちづくり計画基本構想を策定しましたので、町議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

昨年度より策定作業を進めておりました、令和7年度を始期といたします第7期計画について、この後、概要を担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

それでは、私のほうから、議案となっている奈井江町第7期まちづくり計画の基本構想とその資料の前期実施計画及び5年間の財政推計について説明をさせていただきたいと思えます。

実施計画と財政推計までとなりますので、少し長くなってしまいますが、よろしくお願ひいたします。

まずは、議案別冊でお配りしております奈井江町第7期まちづくり計画基本構想をご用意いただければと思えます。

1ページをご覧ください。

初めに、「計画の策定にあたり」として、3ページにわたりますて、計画策定の背景や構成、推計人口等々について記載してございます。

1ページでは、計画策定の背景として、平成17年4月から「まちづくり自治基本条例」を制定し、町民と協働のまちづくりを進めてきた点について振り返り、現在の少子高齢、人口減少の進行に加え、新興感染症や物価高騰などの社会情勢の変化にも対応していくために、時代の潮流や地域特性などの的確に対応しながら、将来にわたって持続可能な地域社会が実現できるように、令和7年度を起点とした第7期まちづくり計画を策定したとしてございます。

2 ページをお開きください。

2、計画の構成については、まちづくりの理念・方向性を示した基本構想と基本構想を基に実施する事業内容を体系的に示した実施計画で構成するとしてございます。

5 ページでは、その詳細について説明しておりますが、まちづくりの基本目標に沿って、7 ページ以降でまちづくりの方向性を示す6つの政策を示し、以下ピラミッド型に階層を位置づけして、25の施策と61本の基本事業等々を定めております。

3番の推計人口では、2 ページになりますけれども、奈井江町人口ビジョンを基に国や北海道の示す方向性と同調しながら、奈井江町の人口を推計したところでございます。

現在の人口動向につきましては、本年9月末現在の住民基本台帳人口が4,730人であり、改定前の来年度の推計人口4,685人と比較すると、若干上回っているというような状況ですが、来年度までの人口減や国勢調査との差を加味すると、推計人口から約200人から500人近く下回ることが予想されております。

今後の人口推計は、国や北海道の目標値を勘案しつつ、人口戦略会議が国へ提言した2040年1.6、2050年1.8となる合計特殊出生率を採用するとともに、社会移動を2050年までに増減ゼロとする目標を設定し、推計を行った結果、2070年の総人口は1,534人と推計されておりました。奈井江町の人口は今後も減少していく見込みとなっております。これまで上昇していた高齢人口についても、今後は減少していくと予想されたところでございます。

それでは、基本構想について説明しますので、4 ページをお開きください。

Ⅲ、まちづくりのテーマでは、30年にわたりまして、「おもいやり明日へ」をまちづくりのテーマに掲げ、第6期まちづくり計画でも、「人にやさしい おもいやりのあるまちづくり」を進めてまいりました。

急速な人口減少や少子高齢は全国的な課題でもありまして、奈井江町においても、労働力の減少や地域活力の低下など、様々な課題を有する中で、令和4年度から生涯活躍のまち事業に取り組んでまいりました。

第7期では、このような時代背景や町の重点事業を反映し、これまでの「おもいやり明日へ」を継承しつつ、生涯活躍のまちの思いを内包するイメージで、住民同士の心の繋がりが共鳴し合って、未来の奈井江町がこれまで以上に「やさしさあふれるまち」になってほしいという思いを込めて、「みんなで奏でるおもいやりのまち」とテーマを設定したいと考えております。

Ⅳ、5 ページになりますけれども、まちづくりの基本目標では、まちづくり自治基本条例の基本理念である住民自治、相互扶助、未来志向を基本に3つの目標を定めております。

1つ目の基本目標は、行政だけでなく、町民の皆さんの役割や生きがいを持ちながら、それぞれが主体となったまちづくりを目指し、これまでの参加するまちづくりから一歩踏み込んで、「みんなでつくるまちづくり」に変更したいと考えております。

2つ目の基本目標は、物の豊かなこの時代において、経済的豊かさだけでなく、心の豊かさや生きる喜びを感じ、町民同士が相互に支え合うコミュニティを大切にしてい

たいとの思いから、「心豊かにつながるまちづくり」に、そして3つ目の基本目標は、次世代の子どもたちが安心して暮らせる環境を整えながら、「ないえ」らしく、持続可能なまちづくりを目指したいという思いの中で、「次世代につなぐ持続可能なまちづくり」と、それぞれ変更したいと考えております。

6ページをお開きください。

VのSDGs（持続可能な開発目標）の推進では、2015年9月に国連サミットで採択されたよりよい未来を目指すための開発目標、SDGsの理念に沿った視点を持つ必要があることから、実施計画の事業について、それぞれ位置づけを行ったところがございます。

7ページをご覧ください。

VI、政策の大綱では、先ほどご説明した3つの基本目標を実現するために、6つの政策を掲げているところがございます。

1つ目は、「豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指して」では、住宅や社会資本の適切な維持管理や、町民の安全・安心の確保、そして2つ目の「ともに支え合い、健やかで心豊かな暮らしを目指して」では、保険・医療・福祉・介護、そして子育て支援等々の充実について記載しております。

次ページに入りまして、3つ目の「地域とともに学び続け、広がる未来を目指して」では、児童生徒の学力の向上や創造性、自立性を含めた心の豊かさを育み、そして生涯学習の充実について記載しております。

4つ目の「活力ある産業とにぎわいを目指して」については、農業、工業、商業の取組に対する各種支援による産業の発展等々について、5つ目の「みんなでつくる、住みたいまちを目指して」につきましては、移住・定住対策のほか、町民一人一人があらゆる分野で活躍できる社会を目指して、積極的な行政情報の発信に努めるとともに、健全な財政運営、広域連携の推進等々について記載しているところがございます。

最後の6つ目になりますが、「誰もが躍動する共奏のまちを目指して」では、第7期まちづくり計画の重点事業の一つとしまして、生涯活躍のまち事業について記載しているところがございます。

このことを踏まえまして、各事業についてご説明したいと思っておりますので、資料別冊の前期実施計画をご用意いただきたいと思っております。

説明につきましては、主に重点事業や新規事業、内容の拡充を行った事業を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

4ページからの政策1の「豊かな自然の中で安心・安全な暮らしを目指して」については、7ページをお開きください。

2の「冬期間の安全で快適な道路環境を確保します」の③番では、除雪車の更新について記載しております。

二重線の枠の中にあります、2—③除雪車両の更新をご覧くださいと思いますが、記載している2台の車両の更新を考えているところがございます。

また、8ページ、1、「消防・救急活動を充実します」の①では、消防車両の更新に

ついて記載しております、これにつきましても、下段のほうにあります二重線の枠の中に車両の更新予定という欄があるかと思いますが、そこにもありますとおり、5か年で3台の消防車両の更新を予定しているところでございます。

9ページをお開きください。

2の「防災対策・治水対策を充実します」の④では、下段の二重線の枠、2—④防災設備の整備に記載してあるとおり、防災無線の設置やJアラートの更新など、防災設備の整備、更新と併せて、備蓄品の整備についても記載しているところでございます。

また、⑥番になりますけれども、空家等対策計画を策定した中で、景観や防犯等の観点から、管理不全空家や特定空家等、活用の余地のない住宅に対し、空家の除却費の一部を助成する制度を創設する旨、記載しているところでございます。

次に、15ページからの政策2の「ともに支え合い、健やかで心豊かな暮らしを目指して」では、19ページをお開きください。

これまで行ってきた切れ目のない子育て支援をさらに充実していくために、2、「安心して子育てができる環境整備を進めます」の④番では、認定こども園において、4、5歳を対象に心身の発達を促す音楽教育法でありますリトミック教室を新たに行いたいと考えております。

また、⑦番では、3歳未満のお子さんを持つご家庭におむつ用のごみ袋を配布する事業や、お子さんのお誕生から成長に合わせて木製のおもちゃなどをプレゼントするお誕生おめでとう事業を行っていきたいというふうに考えております。

政策3、「地域とともに学び続け、広がる未来を目指して」ということで、26ページからになります。

中段、1の「学校教育を充実します」の②番にあります公設学習塾では、これまで小学生を対象に基礎学力の向上とともに、経験から学ぶことの楽しさを教えることにも重点を置いた公設学習塾を進めてまいりましたが、中学生にも拡充して進めてまいりたいと考えております。

27ページをお開きください。

上段の2、「快適な学習環境の整備を推進します」の①番では、小中学校の一貫教育や義務教育学校など、9年間を通したカルキュラムによる中1ギャップの解消などを目的として、9年間の学びの在り方を町民の皆様とともに検討していく旨を記載しているところでございます。

また、3、「多様な教育機会の支援を推進します」の③番では、新規事業として、子どもたちの多様化するニーズへ対応し、進路の選択肢を広げ、また町外の高校に進学する際の親の経済的負担を軽減するために通学費の一部を助成する制度を創設したいと考えております。

32ページからの政策4、「活力ある産業とにぎわいを目指して」では、33ページをお開きください。

中段の1、「農業経営の安定・強化を図ります」の⑪番では、奈井江町の特産品であるゆめぴりかのブランド確立に向けた産地ブランド確立支援事業補助金の継続や、

34ページをご覧ください。

②の「農業生産基盤整備を推進します」の①及び②では、道営改良事業について記載しておりますけれども、現在実施しております茶志内東2地区、高島東地区に加えまして、前期計画期間中に茶志内沼東地区、中島地区を実施していきたいと考えております。

35ページをお開きください。

また、3、「農業担い手の支援・育成を図ります」の⑥番にあります農業生産の効率化、省力化への取組を加速させるためのスマート農業推進事業補助金や、⑦番にあります農産物の付加価値を高める取組を行う農業者等に対する支援として、農業応援チャレンジ事業についても継続してまいりたいと考えております。

36ページをご覧ください。

中段の1、「商工業の活性化を推進します」の①番では、町内の中小企業者の振興や起業者、事業承継などの支援について、商工会とともに検討を進めていく旨を記載しております。

38ページからの政策5、「みんなでつくる、住みたいまちを目指して」では、39ページをご覧ください。

1、「住んでみたい、住み続けたいまちづくりを推進します」の②番にあります新築、中古住宅の購入助成では、工事費や物価高騰などの影響を踏まえ、国の示す物価高騰の上昇率を採用し、助成額を20%増額することとし、また子育て支援、子育て世代への配慮としまして、18歳未満の子どもがいる世帯に対し、子ども1人につき30万円加算する内容で、制度の拡充を考えております。

また、住宅リフォーム助成事業についても、工事費や資材高騰分を勘案し、助成件数はそのままに、リフォームの上限を15万円から20万円に増額、また新たに脱炭素に向けた取組としまして、省エネルギー化、再生エネルギー化を行う工事を対象に上限40万円とした支援を横出しして制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

45ページからの政策6、「誰もが躍動する共奏のまちを目指して」についてでございますけれども、生涯活躍のまち事業の展開に伴いまして、今回、新たに政策項目を追加させていただいたところでございます。

46ページをお開きください。

1、「官民連携事業と新しい働き方の創出を推進します」の②番では、少しずつ定着してきたと感じておりますが、隙間時間を活用した新たな働き方を創出するしごとコンビニ事業をはじめ、2の「商店街の活性化に向けた体制を構築します」の①番では、新規事業としまして、起業したい方への支援やにぎわいを創出する取組への支援等を検討していく旨を記載しているところでございます。

47ページをお開きください。

(2)「音楽の力で創造的なまちづくりの推進」の項目では、まちじゅう音楽の事業について記載しておるところでございます。これまでも公共施設への有線設置やワークショップの開催など、音楽を通じたまちづくりを行ってまいりましたが、2の「音楽に関わる人づくり・仕事づくりを推進します」の①にありますように、今後は音楽と仕事

を結びつけたり、多様な人が「まちじゅう」で交流できるような仕掛けを行っていきたいと考えております。

48ページをご覧ください。

(3)「都市部人材とともに持続可能なまちづくりの推進」では、全般にわたりまして、関係人口・交流人口づくり事業について記載しておるところでございます。

1、「都市部人材などの町外からの応援者を生かしたまちづくりを推進します」の③にありますように、11月1日にオープンしたゲストハウスも活用しながら、都市部民間企業人材との交流事業を継続させ、人材不足への対応や地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上が前期実施計画の概要ということになっております。

最後に、財政推計についてご説明をさせていただきたいと思いますが、議会資料の30ページ、奈井江町第7期まちづくり計画財政推計（令和7年度～11年度）をご覧くださいと思います。

本財政推計につきましては、まちづくり計画を取りまとめる段階の10月初旬に作成したものであるということになっております。そのため、新年度の予算編成前のものとなっておりますので、人事院勧告の状況や地方交付税の算定の基礎としております地方財政計画などの状況が反映していないというものとなっておりますので、今後予算編成の段階において変更があり得るものということで、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、財政推計の概要についてご説明申し上げます。

表中の下段部分にあります差引の欄をご覧くださいと思いますが、それぞれの年度において、単年度の収支を記載しているところがございます。

令和7年度と令和11年度では約3,000万円のマイナス、令和8年度と令和10年度においては約1億円のマイナスとなっております、唯一、令和9年度だけがプラス1,000万円という推計となっている状況です。

この推計では、全ての年度において繰越金を加味していない数字となっておりますけれども、令和6年度の予算段階における基金残高8億2,900万円が、令和11年度では4億200万円まで減額となる見込みとなっております。

この結果を見ましても、今後も財政状況は非常に厳しい状況にありますけれども、単年度ごとにしっかりと事業精査を行いながら、健全な財政運営と実施計画に掲げた各種事業の計画的な実施に努め、必要な見直しや改革を併せて行いながら、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

少し長くなってしまいましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

●議長

説明が終わりましたので、大綱質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、大関議員。

●8番

8番。ただいま説明がありましたけれども、第7期まちづくり計画基本構想についてお伺いをいたします。

将来10年間のまちづくりの計画を立てることは大変大事なことであり、時代が変化していく中、非常に難しい作業だったと思い、理事者をはじめ、職員や様々な分野で携わった町民の皆さんに改めて敬意を表すところであります。

町長に2点伺います。

まず、1点目、反省がないと目標を立てにくいと思いますが、第6期まちづくり計画、特に後期実施計画をどのように検証したか、事業評価の方法について伺います。

2点目、人口推計も出ておりますが、人口減少で様々な影響が出ており、特に後期実施計画から町民が協力してまちづくりを進める方向に変化をしてきました。

当町は約77%が地方交付税や国庫支出金などの依存財源ですし、財政推計でも厳しい数値予想ですが、町長は、今後のまちづくり、この第7期まちづくり計画にかける思い、意気込みを伺います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

大関議員から、第7期まちづくり計画に関する大綱2点のご質問を頂きました。

最初に、1点目ですが、第6期まちづくり計画の検証と事業評価の方法についてであります。

第6期まちづくり計画（後期実施計画）では、政策的ソフト事業を93事業行っていました。その全ての事業について、過去の実績を踏まえながら、必要性、有効性、効率性、この3点の観点から各所管にて自己評価を行った上で、役場内の参事、課長で構成するまちづくり計画策定会議において、重点に置く事業や継続、見直し、廃止する事業の検討をさせ、最終的に私が判断をさせていただきました。

評価基準については、1の必要性では、公的関与の必要性、2の有効性では、施策が目指すべき状態に対する事業の有効性、3番目の効率性では、実施主体や経済性の妥当性について、それぞれAからCの3段階で評価を行い、事業ごとに総合評価を行ったところであります。

結果として、令和7年度からの見直し事業が5事業にとどまったところではあります。今後も単年度ごとにしっかりと事業の精査を行い、必要な見直しや改革を行いながら、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、第7期まちづくり計画への思いということであります。

平成17年4月にまちづくり自治基本条例が制定され、これまでも町民と協働のまちづくりを進めてきたところであります。地方創生と叫ばれるようになり、10年が経過し、今もなお人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、新興感染症や物価高騰など急

速に変化する社会情勢の中で、地域特性を生かしながらか確に対応していくことが、これからの自治体に求められると日々実感しているところであります。

過日、開町80周年の記念式典を挙げていたしましたが、第7期まちづくり計画は、これまでの80年の歴史を継承した中で、これからの10年に向かう大きな計画でありますから、町民の皆さんの意見をしっかりと受け止めながら、何度も役場内部で議論を行ってまいりました。

本計画に込めた思いは、まちづくりのテーマやまちづくりの基本目標に包含しておりますが、誰もが活躍の場やつながりを持ちながら、これまで以上に「やさしさあふれるまち」になってほしいという思いをテーマに込めたほか、基本目標では、町民が参加する町から、町民の主体的な行動への思いや、心の豊かさ、生きる喜びを感じることを、そして何より「ないえ」らしいまちづくりを行い、次世代につなげていくことが私の責務だと捉えております。

議員がおっしゃるとおり、人口減少、少子高齢化が進行する中で、町民の皆様とともに進むまちづくりの必要性は、これまで以上に高まっていくことと思われませんが、近年、少しずつ町民の皆さんの主体的な取組が広がりつつあると感じており、第7期まちづくり計画においても、さらにその裾野を広げ、10年先、20年先まで持続可能なまちであり続けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

大関議員。

●8番

ありがとうございました。特に再質問はないですけれども、自治体を取り巻く状況も日々変わっておりまして、例えば、これから議論を始める予定であります。年収103万円の壁をどうするかという議論をしていますけれども、このことについても、現在の試算でいくと、国で数兆円のマイナス、北海道で約500億円の減、隣町の美唄市でも約3億円の減と言われておりますので、こういう不確定要素があると、なかなか将来推計、立てにくいかと思っておりますけれども、その都度見直しを頂いて、ぜひとも今後将来の10年間をしっかりと見つめていってほしいと思っております。

今のところ、追加資料としては、以前お伝えしました基金残高は出てはおりますけれども、財政調整基金の残高をお知らせくださいということで、その資料だけお願いしたいと思っております。

また、細部につきましては、多分設置されるであろう特別委員会の中で伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●議長

ただいまの資料要求の件についてはよろしいですか。はい。

それでは、ほかに大綱質疑ございますか。

(なし)

●議長

以上で、大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想について」は、議長除く全議員をもって構成する奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議案第10号につきましては、議長除く全議員をもって構成する奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長の互選のため、また会議規則上、休憩時間となりましたので、この時計で20分まで休憩といたします。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(14時13分)

(特別委員会の互選結果報告)

(14時20分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

委員会につきましては大関副議長、副委員長につきましては石川議員でございます。以上でございます。

●議長

お諮りします。ただいまの報告のとおり、委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会に付託されました議案第10号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、次期定例会までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議案第10号につきましては、次期定例会までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

(14時21分)

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時21分)

●議長

日程第8、議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、55ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

本案は、令和6年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

詳しくは担当参事より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

第4回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

私より、議案第6号「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、資料によりご説明いたしますので、定例会資料1ページの資料1をお開きください。

今回の条例改正につきましては、令和6年人事院勧告による国家公務員の官民格差等に基づく給与制度改正に伴い、関連する条例の一部を一括して改正するものでございます。

初めに、月例給の改定では、民間給与との格差1万1,183円を解消するため、俸給月額を平均で3%引き上げ、2つ目の期末・勤勉手当につきましては、特別職の勤勉手当及び一般職、会計年度任用職員の期末・勤勉手当をそれぞれ年間0.1か月分増額、定年前再任用短時間勤務職員につきましては年間0.05か月分増額するものであります。

また、寒冷地手当につきましては、民間企業における同種の手当との格差を解消するため、世帯等の各区分、それぞれ手当月額の引上げを行うものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上、「奈井江町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 会議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時24分)

●議長

日程第9、会議案第2号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

概要について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

●事務局長

それでは、会議案第2号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和6年12月10日提出。

提出者、奈井江町議会議員篠田茂美。

賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく遠藤共子。

提案理由といたしましては、奈井江町議会議員の期末手当の支給額上げを行うため、本条例を一部改正いたしたいということです。

次ページをお開きください。

「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の450」を「100分の460」に改め、同項ただし書中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

2、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

なお、この提案につきましては、以前報告されました議会報酬等調査特別委員会で、期末手当については、町三役に準ずることと決定しております。今回、町三役の期末手当の支給率が引き上げられましたので、これに準じて改正するものでございます。

以上でございます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時27分)

●議長

日程第10、議案第2号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書11ページをお開きください。

議案第2号「令和6年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ4,882万1,000円を追加し、予算の総額を58億3,797万円とするものであります。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の18ページをお開きください。

1款1項1目の議会費、町議会議員に要する経費では、期末手当支給月数の引上げにより、職員手当等8万8,000円を追加計上、負担金の精査により共済費31万6,000円を追加計上、下段から19ページにわたる2款1項1目の一般管理費、ふるさと応援寄附金事業に要する経費では、寄附金額の増額を見込み、報償費、役務費、合わせて905万3,000円を追加計上、4目の財産管理費、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費では、修繕料63万3,000円を追加計上、まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、住宅建築・中古住宅購入の助成件数の増により補助金2,600万円を追加計上、10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金753万円を追加計上、下段から20ページにわたります3款1項3目の老人福祉費、老人福祉施設措置に要する経費では、施設運営経費の値上げにより、入所措置費11万7,000円を追加計上、後期高齢者医療保険に要する経費では、令和5年度精算分の療養給付費負担金1,816万4,000円を減額計上、4目の母子福祉費、ひとり親医療給付事業に要する経費では、給付対象の増により、審査支払手数料3万2,000円、扶助費94万4,000円を追加計上、下段5目の心身障害者特別対策費、重度心身障害者医療給付事業に要する経費では、給付対象の増により扶助費115万6,000円を追加計上、21ページ、2項1目の児童福祉総務費、障害児通所支援に要する経費では、対象者の増により、支払手数料2万円、扶助費997万5,000円を追加計上、子育て支援事業に要する経費では、令和5年度の事業費の精査による返還金7,000円を追加計上、下段から22ページにわたります2目の児童措置費、子ども医療費助成事業に要する経費では、給付対象の増により、審査支払手数料7万2,000円、扶助費256万7,000円を追加計上、養育医療給付事業に要する経費では、令和5年度事業費の精査による返還金1万5,000円を追加計上、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費では、令和5年度事業費の精査による返還金6,000円を追加計上、3目の児童福祉施設費、子育て支援センターに要する経費では、令和5年度事業費の精査による返還金3,000円を追加計上、下段から23ページにわたります4目の認定こども園費、認定こども園の管理運営に要する経費では、令和5年度事業費の精査による返還金1万1,000円を追加計上、4款2項2目のし尿処理費、し尿処理に要する経費では、更新工事負担及び令和5年度取扱量増加分の精査により、石狩川流域下水道組合負担金12万3,000円を追加計上、下段から24ページにわたります6款1項3目の農業振興費、農業振興に要する経費では、町内3か所の揚水機場における電気料高騰の支援として、道の補助による農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援補助金268万8,000円を追加計上、奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、土地改良区決済金等支援補助金165万9,000円を追加計上、7款1項4目の地域交流センター費、地域交流センターの管理運営に要する経費では、指定管理者から要望のあった令和4年度分の除排雪費用の増加に伴う指定

管理料336万円を追加計上、下段から25ページにわたる8款3項2目の水防費、防災に要する経費では、奈井江町空家等対策協議会の委員報酬3万6,000円、費用弁償5,000円を追加計上、5項1目の住宅管理費では、公営住宅の修繕料255万7,000円を追加計上、下段から26ページにわたります10款1項2目の事務局費、公設学習塾に要する経費では、地域おこし協力隊の採用に伴う事業費の精査で85万7,000円を追加計上、5項4目の図書館費、図書館の管理運営に要する経費では、図書館システム更新に伴う事業費の精査で59万4,000円を追加計上、6項2目の体育施設費、体育施設の管理運営に要する経費では、ヒーター部品の交換、漏水箇所の修繕料で112万2,000円を追加計上、下段から28ページにわたります12款1項1目の職員給与費では、人事院勧告、人事異動による人件費の見込み精査で、合わせて456万1,000円を減額計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、16ページをお開きください。

15款1項1目の民生費国庫負担金では、障害児給付金の増加に伴う児童福祉サービス費負担金498万8,000円を追加計上、16款1項1目の民生費道負担金では、障害児給付費の増加に伴う児童福祉サービス費負担金249万4,000円を追加計上、2項2目の民生費道補助金では、認定こども園における医療的ケア児の保育支援に伴う保育対策総合支援事業費補助金151万7,000円を追加計上、4目の農林水産業費道補助金では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金165万9,000円を追加計上、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金268万8,000円を追加計上、下段から17ページにわたります18款寄附金では、ふるさと応援寄附金の増額分1,500万円、合場幸男様、明治安田生命様、2000年タイムカプセル委員会様、匿名希望の方1名からのご寄附による158万3,000円、合わせて1,658万3,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差1,889万2,000円については、歳入17ページの財政調整基金繰入金と同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、篠田議員。

●3番

24ページ、商工費の地域交流センターの管理運営に要する経費で336万追加計上されておりますけれども、確かこれ令和5年度の12月でしたか、170万ほど補正計上をされて、5年度については、そのまま不用額として残っていたかなと思うんですけれども、そして今回こうやって336万計上されておるようなんですけれども、その経過についてご説明を頂ければなと思います。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

第4回定例会の出席、お疲れさまでございます。

ただいまの篠田議員のご質問でございます。

今回の補正予算に至った経過ということでございますが、今ほどご質問があったとおり、昨年の6月の定例会で、指定管理者から要望があった除排雪経費に対して補正予算を計上させていただきましたが、その後、町からの回答に対して合意が得られなかったことから、予算額については不用額という形の整理をさせていただきましたが、今回、改めて、町として、除排雪費用の増加に伴う町の費用負担について、再整理を行わせていただいて、指定管理者と改めて協議を行わせていただきました。

そうした結果、指定管理者の今回ご理解を得たことから、町の費用負担額として336万円の予算計上をさせていただいたということでございます。

●議長

3番、篠田議員。

●3番

そうしますと、令和5年度に計上した段階においては、指定管理者の了解は得ていないで計上されたということなんですね。

そして、今回きちっと協議をしながら、双方合意をして、こういうふうに計上したということになるんですか。

●議長

産業観光課参事。

●産業観光課参事

はい。ご質問のとおりでございます。

●議長

よろしいですか。

篠田議員。

●3番

今回、指定管理者のほうと協議をして、この金額で決定をしたということですね。分かりました。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番、根岸議員。

●1番

2点ほどありますけれども、まず1点目で、歳出における19ページの総務費、財産管理費におけるまちづくり定住促進対策事業に要する経費がこちら2,600万ということで、こちらの内容についてお伺いしたいです。

●議長

企画財政課長。

●企画財政課長

今回の補正の内訳ということになります。予算時点では、新築助成で11戸が12件、年度末まで執行されるという見込みの中で、1件増加分を見込んでおります。

また、中古住宅につきましては、当初予算7件分と見込んでおりましたが、すごく伸びておまして、22戸を予定した予算追加補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

●議長

1番、根岸議員。

●1番

すごく定住が伸びているような数字、お伺いしてよかったと思うんですけれども、その中で、例えば町外から転入してきた世帯は何件いらっしゃるのでしょうか。

●議長

よろしいですか。

企画財政課長。

●企画財政課長

新築では、町外から8件、それと中古助成のほうでは14件を見込んだ中で予算を計上しております。

●議長

根岸議員。

● 1 番

ありがとうございます。次期のまちづくりのほうでも拡充されるという話もありましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、もう一点に關しまして、26ページの職員給与費ですけれども、先ほど改正した人事院勧告の中で増額も含めての給与費となつておりましたけれども、992万7,000円が減となつてはいるのですが、その内容について伺へたらと思ひます。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

ただいまの根岸議員のご質問にお答えいたします。

給料が992万7,000円の減という形になつてはいると思ひますが、一般職給与において減少してはいるということになつてはおりますが、内容といたしましては、当初予算で見込んでおりました職員数に対して、実際に今現在いる職員の数が変動してはいるところがございます、人事院勧告によりまして1,154万ほど実際今回給与費の支払い増える形にはなつてはおりますが、退職、それから職員採用の見込みが、職員採用できなかつたりというようなところがございます、当初予算の時点から、その分減少してはいるということで、今回の数字になつてはいるところでございます。

●議長

根岸議員。

● 1 番

当初予定してはいた職員採用の人数と取れなかつた人数、お聞かせ願ひたいんですけれども。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

当初予定してはいて採用できずに、今回予算が減少してはいる職員数としては2名になつてはおります。

●議長

よろしいですか。はい。

ほかに質疑ございませんか。

7番、笹木議員。

● 7 番

それでは、21ページの児童福祉総務費の中から、障害児通所支援に要する経費999万5,000円、先ほどの説明の中で、対象児童の増ということでありましたけれども、従来何名で、何名増としたのか、まず伺います。

● 議長

保健福祉課参事。

● 保健福祉課参事

第4回定例会、大変ご出席お疲れさまでございます。

ただいまのご質問、障害児の通所支援に要する経費ということで、この障害児の通所のサービスにつきましては、児童発達支援と放課後デイサービスと相談支援の3種類がございます。当初児童発達支援が17名の見込み、当初17名が現在21名、放課後デイサービスにつきましては、当初18名で見込みも18名なのですが、利用回数が増加しております、月平均129回を予定していたものが、現在、月平均は155回、それと相談支援につきましては、当初17名の見込みが24名増加しているということで、対象児童の増加と利用回数の増加ということで増額になってございます。

● 議長

よろしいですか。

笹木議員。

● 7 番

今ほどの参事の説明を聞いて、私自身も認識が少し足りなかったかなと、大体1人に幾らということではないんですね。通所サービス、様々なサービスの下、その通われている人数で計算をして、この金額が出たということではよかったのでしょうか。

そうなると、例えば通所支援が必要な子どもさんに対してお一人、どのぐらいの支援が必要なのかということは、単純には出てこないということではよかったですか。

● 議長

保健福祉課参事。

● 保健福祉課参事

そのお子さんについては、相談支援の対応をしながら、そのお子さんに必要なサービス量ということを相談していくということで、月1回のお子さんもいれば、週1回のお子さんもいらっしゃる、必要な支援体制を取っている中で、給付費もそのお子さんによってばらばらということになってございまして、管理をしていく中で、どのお子さんがどのぐらいどんなサービスを使っているのかということに基づいて、今後どれぐらい

サービスを利用するかということを見込んで給付費を計算してございます。

●議長

よろしいですか。

●7番

はい。

●議長

はい。ほかに質疑ございますか。

3番、篠田議員。

●3番

すみません。18ページ。ふるさと応援寄附金事業に要する経費が900万ほど追加されておりますけれども、今現在のふるさと納税の件数と金額、それと企業版もありましたよね。企業版の件数と金額、そして最終的に増えるやつで幾らを見込んでいるのか、分かれば教えていただきたい。

●議長

答弁調整のため、休憩します。

(休憩)

●議長

それでは、会議を再開いたします。

それでは、先ほどの答弁を求めます。

企画財政課長。

●企画財政課長

ふるさと納税のほうを先にお答えしたいと思います。10月末現在で418件、金額が、少々お待ちください。すみません。

●議長

休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

企画財政課長。

●企画財政課長

改めてお答えしたいと思います。

ふるさと納税分だけでいきますと、10月末で金額が、失礼します。ちょっともう一回。

●議長

もう一度休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

企画財政課長。

●企画財政課長

改めて、すみません。何度も申し訳ございません。ふるさと納税です。10月末現在で965件、すみません、単年、単月分だけです、先ほどの418件は。10月末現在で965件、そして金額が4,153万5,000円となっております。また、企業版ふるさと納税でいきますと、4件で630万、合わせますと、8,383万5,000円ということになっております。

以上です。

●議長

少し休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

企画財政課長。

●企画財政課長

歳入につきましては、見込みとしまして、ここにも記載してあるとおり、8,500万円、企業版ふるさと納税と、ふるさと納税分、一般ふるさと納税分、合わせて8,500万を今現在見込んでいるというような状況ですが、最近の動向を見ます

と、最終的には、もう少し伸びていくのではないかなと思っているところでございます。

●議長

篠田議員、よろしいですか。

●3番

はい。

●議長

はい。ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時57分)

●議長

日程第11、議案第3号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の31ページをお開きください。

議案第3号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ493万4,000円を追加し、予算の総額を1億8,973万4,000円とするものであります。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明いたしますので、37ページをお開きください。

4款2項1目直営診療施設勘定繰出金では、医療機器及び運営に係る空知中部広域連合からの交付金により、直営診療施設勘定繰出金493万4,000円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたしますので、36ページをお開きください。

4款繰入金2項1目の国保基金繰入金で409万3,000円を減額計上、6款諸収入2項1目の雑入では、令和5年度決算確定による空知中部広域連合からの返還金409万3,000円を追加計上、3項1目の診療施設補助金では、直営診療施設への補助金で493万4,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時59分)

●議長

日程第12、議案第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の38ページをお開きください。

議案第4号「令和6年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条、業務の予定量の補正では、流域下水道建設負担金186万3,000円を追加し、総額1,666万1,000円としております。

第2条、収益的収入及び支出の補正では、支出、第1款下水道事業費用において138万7,000円を増額し、総額3億7,228万6,000円としております。

第3条、資本的収入及び支出の補正では、支出、第1款資本的支出において186万3,000円を追加し、総額2億5,388万5,000円としております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費98万6,000円を追加し、総額947万4,000円としております。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたしますので、41ページをお開きください。

支出、下水道事業費用、営業費用の4目総係費では、人事院勧告、人事異動による人件費の見込み精査で、合わせて100万円を追加計上したほか、令和5年度決算及び令和6年度管理経費の精査により、石狩川流域下水道組合負担金で38万7,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、42ページをお開きください。

支出、資本的支出、建設改良費の2目流域下水道建設費負担金では、事業費の増加により、186万3,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお

願いたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど一般会計補正予算において、企画財政課長より答弁中の数字の訂正をお願いしたいということでもありますので、発言を許可します。

企画財政課長。

●企画財政課長

本当に大変申し訳ございません。先ほどのふるさと納税の寄附金額を訂正させていただきたいと思います。

先ほど「7,753万5,000円」と申し上げましたけれども、正確な数字が「4,153万5,000円」ということで訂正をさせていただきます。10月末の金額ということです。

●議長

少し休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

それでは、ただいまの数字の訂正についてよろしいですね。はい。

日程第13 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時03分)

●議長

それでは、日程第13、議案第5号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の44ページをお開きください。

議案第5号「令和6年度病院事業会計補正予算（第1号）」の概要についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において、X線テレビシステムほかで155万4,000円を減額計上、エレベーター改修工事ほかで5万5,000円を減額計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款病院事業収益において28万4,000円を追加し、総額8億1,346万1,000円としております。

45ページをお開きください。

支出、第1款病院事業費用において2,228万6,000円を増額し、総額8億3,924万4,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において15万円を増額し、総額1億2,645万2,000円としております。

支出、第1款資本的支出において160万9,000円を減額し、総額1億5,294万2,000円としております。

第5条、企業債の補正では、病院事業債90万円を増額し、総額670万円としております。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正では、職員給与費1,426万7,000円を増額し、総額4億8,966万4,000円としております。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容について、収益的支出からご説明いたしますので、49ページをお開きください。

50ページにわたります病院事業費用、医業費用の1目給与費では、人事院勧告、人事異動等による人件費の見込み精査で1,423万5,000円を追加計上、3目経費では、医療機器の修繕費、派遣医師委託料等により、731万6,000円を追加計上、4目研究研修費では、研修雑費として非常勤医師の研究負担金53万5,000円を追加計上、医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、人事院勧告による人件費等の見込み精査により、20万円を追加計上しております。

続いて、収益的収入についてご説明いたしますので、49ページをお開きください。

療院事業収益の医業外収益では、保健事業における委託料等、対象経費の精査等により、国民健康保険調整交付金28万4,000円を追加計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、51ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費、1目資産購入費では、医療機器購入費の精査により、155万4,000円を減額計上、2目改良工事費では、設備改修工事費の精査により、5万5,000円を減額計上しております。

資本的収入においては、医療機器整備事業ほかに係る病院事業債の精査により、1目特別地方債90万円を増額計上、2目過疎債240万円を減額計上、国・道補助金として医療機器購入費の精査により、国民健康保険調整交付金165万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大関議員。

●8番

8番。2点お伺いをしますが、49ページの収益的支出の給与費1,423万5,000円が増額されていますが、その内容、先ほど説明ありましたけれど、もう少し分かりやすく説明をお願いします。

それから、50ページの経費における731万6,000円のうちの委託料427万5,000円を増額についても中身を伺います。

●議長

町立病院参事。

●町立病院参事

第4回定例会、ご出席お疲れさまです。

それでは、49ページの給与費1,400万円に関する内訳としてでございますが、

今回の給与費の見込み精査を行う上では、4月からの体制の確保ということで、職員採用なども進めてきた経過がございます。これらの異動などを含めた見込み精査と併せて、人事院勧告での精査を行ったものでございまして、異動に伴う見込み精査で240万円、人事院勧告への対応として1,180万円ほどを見込んでいるところでございます。

それから、委託料の内訳ということでございますが、今回の委託料におきましても、費用確定をしている精査を行ったほか、1つ目には、給食費委託が10月から改めて契約をしたところでございます。これらの管理経費などでの増額分と合わせまして、これが169万円ほど、そして10月から院長代行の療養ということでの休職に伴う外来対応を砂川市立病院との連携の中で進めております。これらの医師派遣委託費ということで354万ほど計上して、合わせて委託料では427万の増額となったところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長

よろしいですか。はい。
ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

散会

●議長

お諮りいたします。12月11日、明日ですが、議案調査のため、休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。12月11日は、休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、12月12日は10時より会議を再開いたしますので、ご参集をお願いいたします。皆さん大変ご苦労さまでした。

(15時11分)

令和6年第4回奈井江町議会定例会

令和6年12月12日（木曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 7号 奈井江町産業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 8号 奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 第 4 会議案第1号 奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 工事請負契約の議決事項の変更について
【奈井江町現庁舎解体工事】
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第 7 意見案第1号 将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（14名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	辻 脇 泰 弘
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事		杉 野 和 博
町 立 病 院 参 事		松 本 正 志
保 健 福 祉 課 参 事		鈴 木 久 枝
産 業 観 光 課 参 事		石 塚 俊 也
産 業 観 光 課 付 課 長		鈴 木 宏 明
建 設 環 境 課 長		加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者		田 中 恵
企 画 財 政 課 長		井 上 健 二
教 育 委 員 会 事 務 局 長		遠 藤 友 幸
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐		辻 脇 真 理 子
代 表 監 査 委 員		山 口 俊 哉

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	戸 田 孝
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の最終日、ご出席大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

議事に入ります前に、1件報告をいたします。

10日の本会議におきまして、議案第10号「奈井江町第7期まちづくり計画基本構想」の提案に対し設置をした「奈井江町第7期まちづくり計画に関する調査特別委員会」の名称を、「奈井江町第7期まちづくり計画に関する審査特別委員会」と名称を変更いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番、笹木議員、8番、大関議員を指名いたします。

日程第2 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第2、議案第7号「奈井江町産業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案書の75ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町産業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例」。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地

方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域における地方税の減収補填措置が延長されたため、本条例の課税免除の適用期限を令和9年3月31日までとする改正を行うものであります。

改正条例の附則といたしまして、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用とすることとしております。

以上、「奈井江町産業振興課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時02分)

●議長

日程第3、議案第8号「奈井江町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書76ページをお開きください。

議案第8号「奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されること等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、改正対象となる条例の制定附則において規定されている奈井江町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置規定中、「懲役」の字句を「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、本条例の施行日は、附則第1条のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行の日からとし、当該法律は政令により施行日が令和7年6月1日とされたところであります。

また、本条例の施行に伴う経過措置規定について、附則第2条に定めるものであります。

以上、「奈井江町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第4、会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に、概要について説明させます。事務局長。

(事務局長 登壇)

●事務局長

それでは、会議案第1号「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和6年12月12日提出、提出者、奈井江町議会議員篠田茂美、賛成者、奈井江町議会議員石川正人、同じく根岸一志。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されることに伴い、本条例の一部を改正したいというものでございます。

次ページをお開きお願いいたします。

「奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」。

奈井江町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。
第52条、第53条及び第54条中、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則につきましては、第1条、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

経過措置といたしましては、第2条、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第2項、この条例の施行した後した行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法第12条に規定する懲役が含まれるときは、当該刑のうち懲役はその刑と長期及び短期同じくする有期拘禁刑とする。

以上でございます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第5、議案第9号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、議案書の77ページをお開きください。

議案第9号「工事請負契約の議決事項の変更について」。

下記のとおり、奈井江町現庁舎解体工事の一部を変更するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

記をご覧願います。

内容につきましては、地盤改良材使用による施工内容の一部変更のほか、概数の確定により契約金額の変更を行うもので、変更前の額 1 億 5,565 万円から 1 億 3,090 万 9,000 円増額の 1 億 5,695 万 9,000 円に変更するものであります。

以上、「工事請負契約の議決事項の変更について」、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 諮問第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 10 分)

●議長

日程第 6、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書の79ページをお開きください。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」。

奈井江町人権擁護委員堀則文氏が令和7年3月31日付をもって任期満了となるので、後任に梅津多恵子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、町議会の意見を問うものであります。

令和6年12月10日提出、奈井江町長。

なお、梅津氏の履歴につきましては次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

諮問第1号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本件は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第7、意見案第1号「将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添っ

た農業政策の実現を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和6年12月12日提出、提案者、奈井江町議会議員大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員大関光敏、同じく遠藤共子。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。

次のページをお開きください。

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を求める意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1つ目、今後の農政の推進にあたっては、改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化に向けて、農業予算を大幅に拡充するとともに、生産者に寄り添った農業政策を実現すること。

2つ目、次期基本計画の改訂にあたっては、生産現場の意見を十分踏まえ、食料自給率の向上や農業生産基盤の強化など食料の安定供給が図られ、将来にわたり多様な農業者が再生産可能となる所得政策を確立すること。

次のページをお開きください。

3つ目、農村地域の維持・発展に資するため、地域の魅力発信や移住・定住促進のほか、地域コミュニティの維持、労働力の確保など国内農業の再生と将来にわたり安心して経営が継続できるよう農村政策を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月12日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。6番、大矢議員。

●6番

6番。

皆さん、おはようございます。

補足説明する前に、私の手違いがありまして、字の間違いが2か所ほどありますので、訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

本文中の下から3行目の「改定」とあります。この「改定」の「定」の字が、表題にあります「改訂」の、「ごんべん」のほうの「訂」に変えていただきたいと思います。

同じく、記の中の2番にあります「次期基本計画の改定」、この「定」についても同じように「ごんべん」の「訂」に変えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、補足説明をさせていただきます。

今年の通常国会において、農政の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」の制定から25年が経過したことから、世界情勢の変化に対応して、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のための生産性の向上を図るなどを基本理念に織り込んだ改正案、あわせて、不測時の食料確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格法人の特例措置など、農地関連法が提案され、成立しました。

しかしながら、生産現場では、国内農業生産の増大を基本とした抜本的な政策の見直しを期待いたしましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったことなど、これまでの農政が十分に検証されず、不満の声が上がっています。

こうした中、さきの衆議院議員選挙において、与野党が均衡した獲得議席となったことから、今後は国民のための議論が活発に行われるなど対等な審議の下、生産現場に寄り添った政策が実現されると思っております。

ついては、来年3月までに改訂する次期基本計画など今後の推進に当たっては、国民の生活と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した政策の実現を求めるため、提案するものであります。全議員の賛同のほど、よろしく願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 調査第1号の上程・説明・付託

(10時17分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

それでは、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和6年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9 調査第2号の上程・説明・付託

(10時18分)

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和6年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項、調査日程でございますが、調査第1号、ふるさと納税の活用について。調査第2号、令和6年度作況状況について。調査第3号、冬期間の道路管理について、こちらは現地調査を含みます。日程は、3日間以内といたします。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 調査第3号の上程・説明・付託

(10時20分)

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議する。

令和6年12月12日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会の広報の実施、調査及び研究に関する事項。

調査期間は次期定例会までです。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年奈井江町議会第4回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時21分)